

紛争処理対象分野の動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

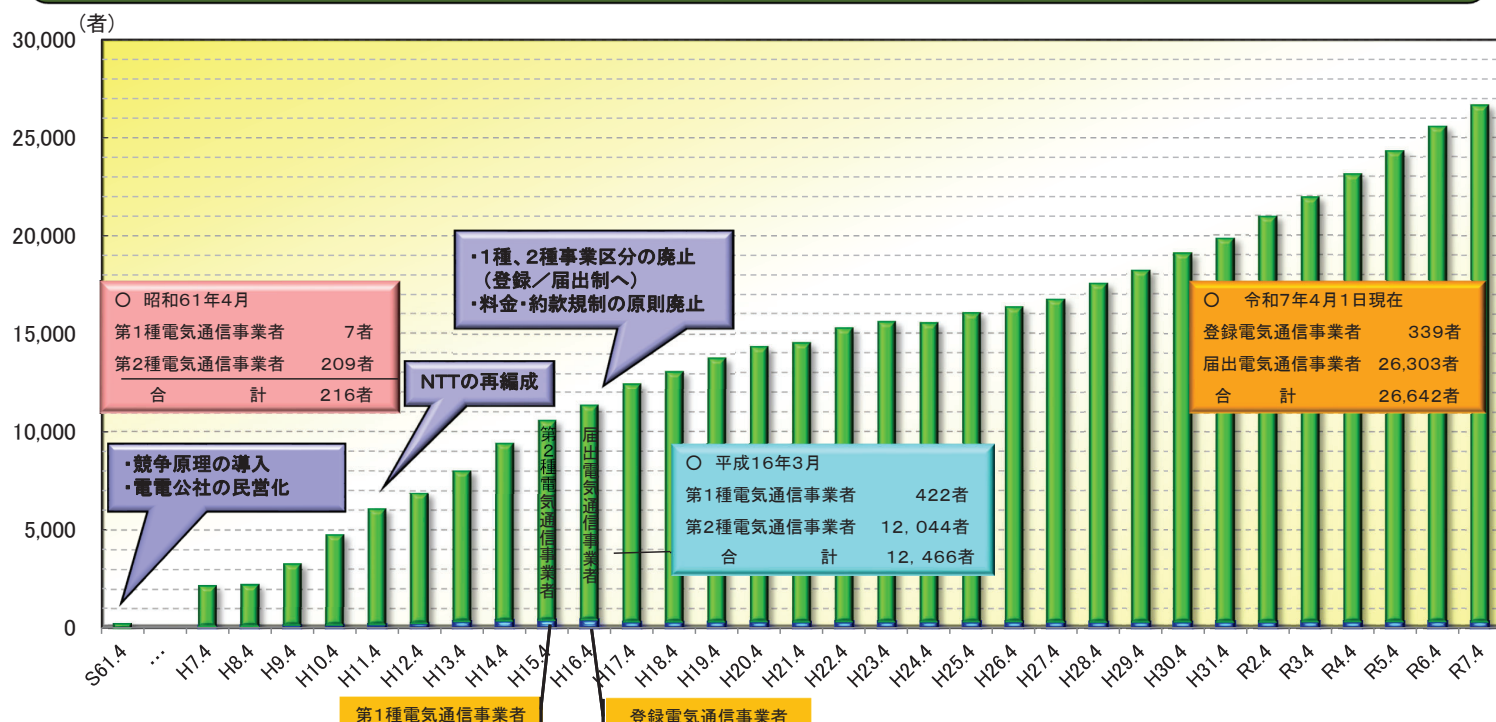
本編で使用している資料は、総務省情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック
- (7) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (8) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (9) MVNOサービスの契約数の推移
- (10) MVNOサービスの区分別契約数・事業者数
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
- (13) NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
- (14) NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率
- (15) インターネット附随サービス業

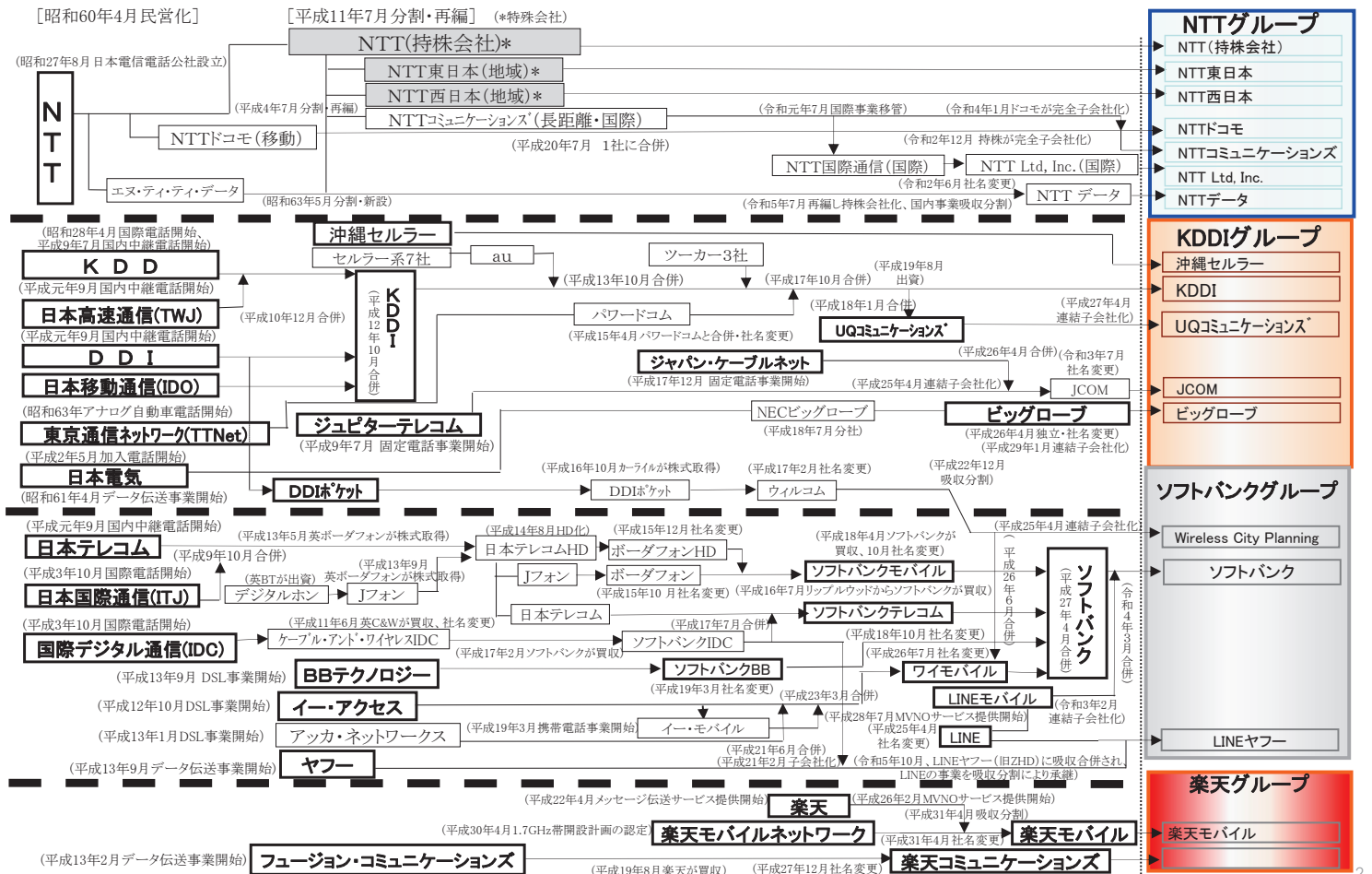
1-1 電気通信事業者数の推移

- ・昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和7年4月1日現在、2万6642者が参入。
- ・その大半(約99%)は届出電気通信事業者。



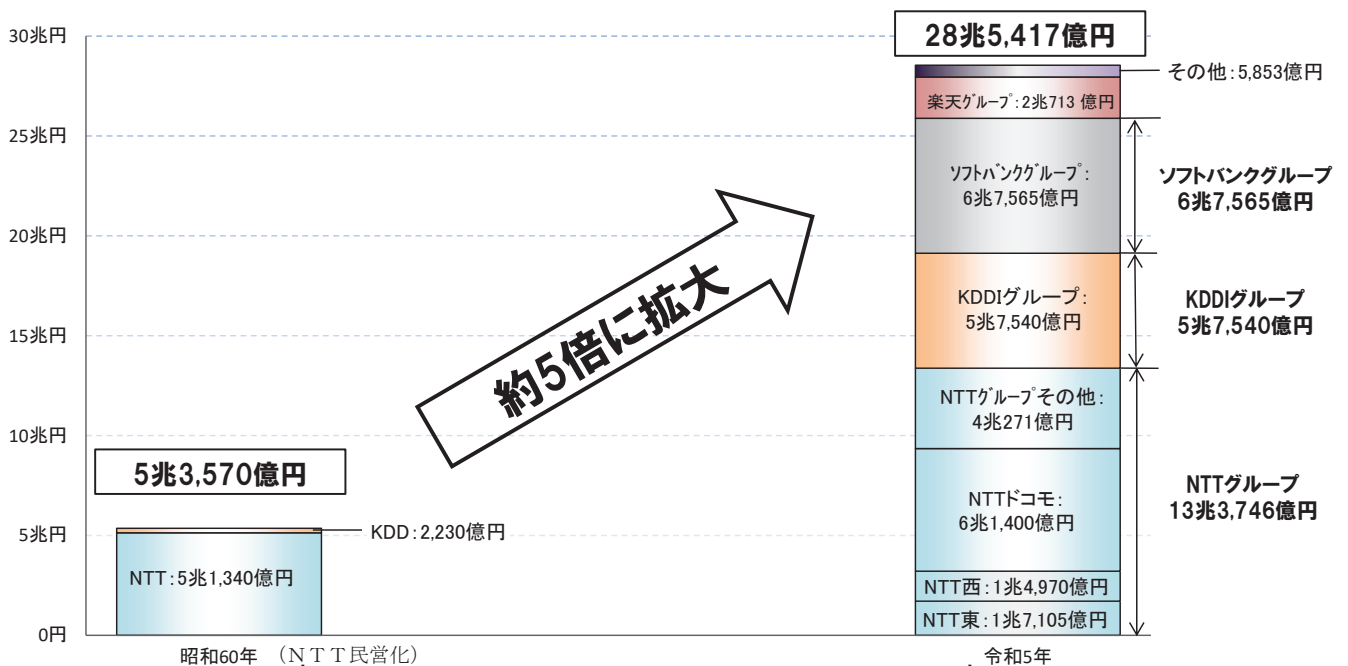
(注) 登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))を超えるもの、又は中継系伝送路設備の設置の区域が一の都道府県を超えるもの)以上の電気通信事業者。
届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



1-3 電気通信事業者等の売上高の状況(令和5年度)

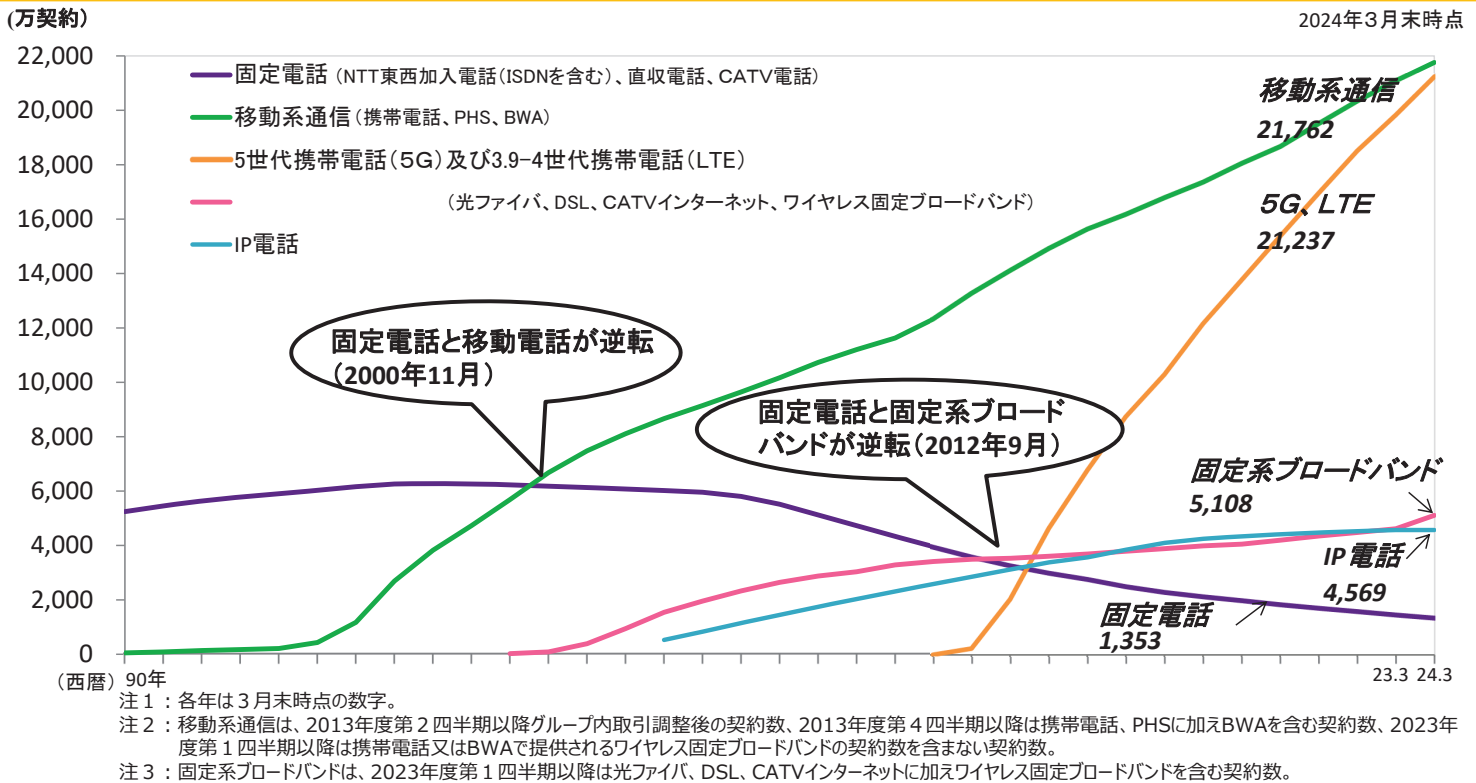
- 昭和60年から、主要な電気通信事業者の売上高は約5倍に拡大。
- NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。



※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-4 電気通信市場における環境変化

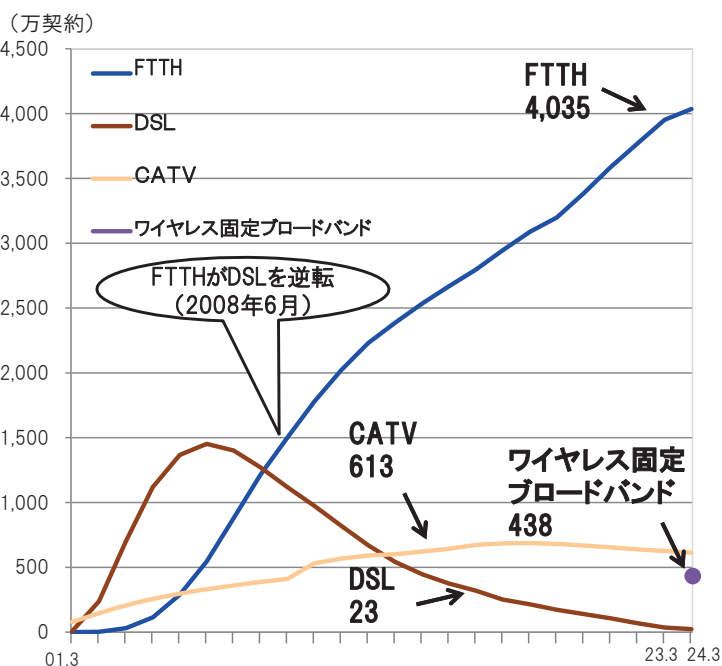
- 固定電話契約数は、2012年（平成24年）9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年（平成9年）11月のピーク時（6,322万件）の約21%に減少（1,353万契約）。
- 移動系通信の契約数は、2000年（平成12年）11月に固定電話契約数を抜き、2億契約を超える。



1-5 ブロードバンドサービスの契約数の推移

固定系

- FTTH(光ファイバ)は、2008年6月にDSL契約数を超え、現在、固定系ブロードバンド全体の約79%を占める。

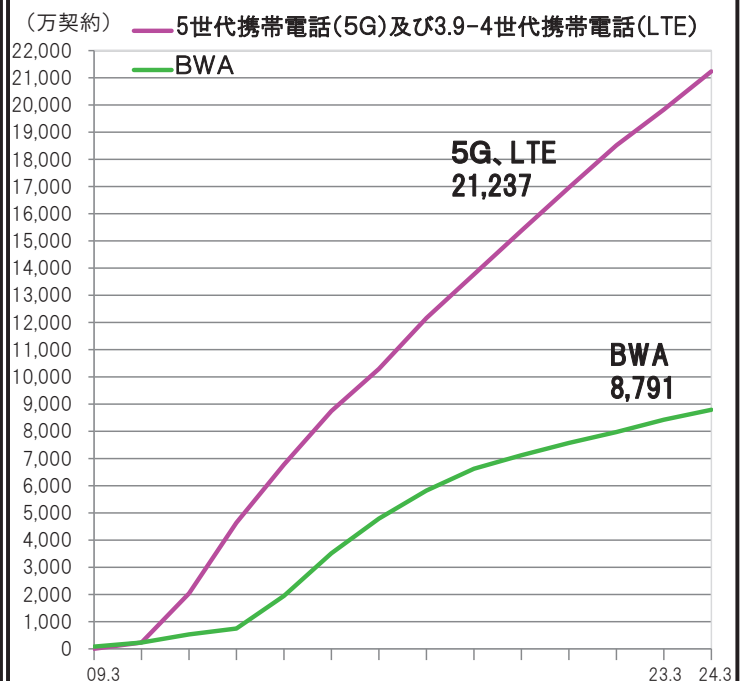


※ 各年は3月末時点の数字。
※ 2010年におけるCATVアクセスサービスについては、一部事業者より集計方法の変更が報告されたため、前年度との間で変動が生じている。
※ DSL: Digital Subscriber Line (デジタル加入者線)

2024年3月末時点

移動系

- 5世代携帯電話(5G)及び3.9-4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、前年同期比約1.1倍に増加。



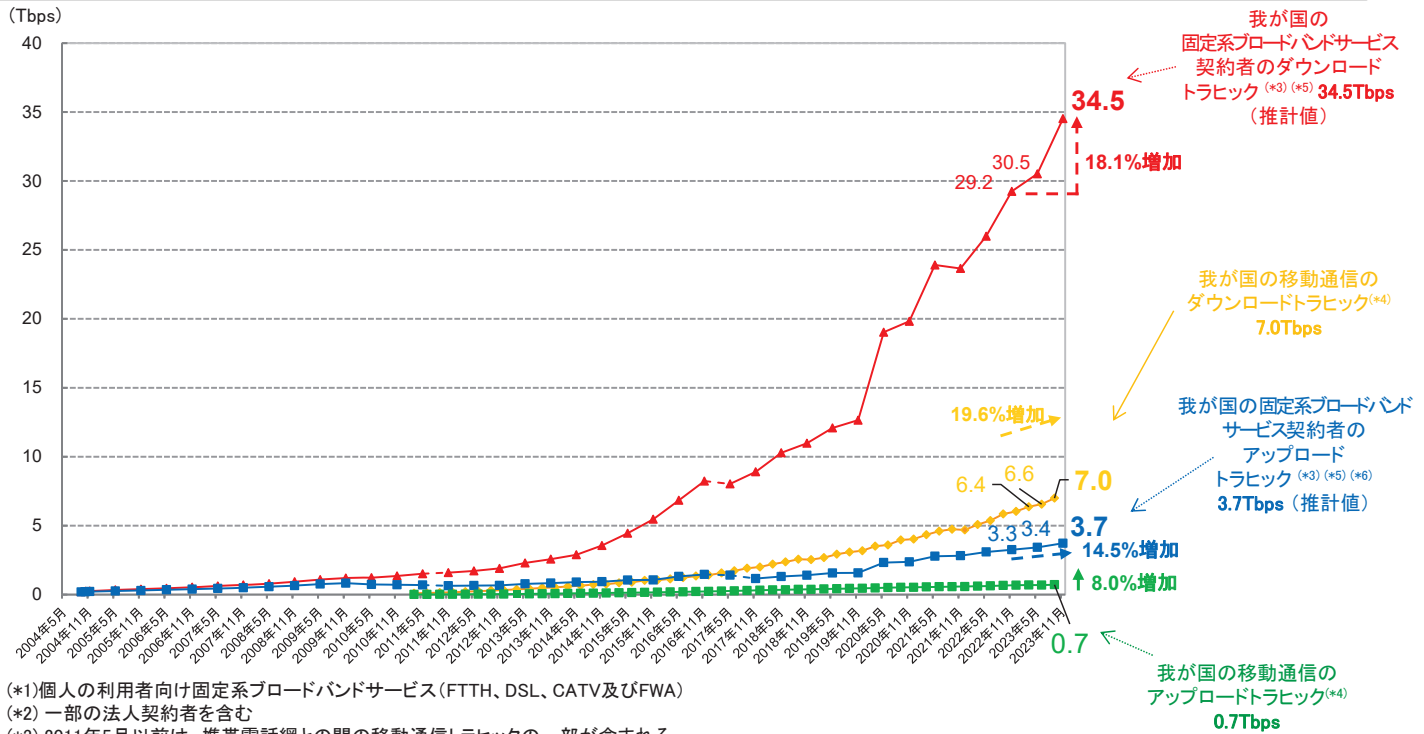
※ 各年は3月末時点の数字。
※ BWA: Broadband Wireless Access (広帯域移動無線アクセス)

2024年3月末時点

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-6 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

- 我が国の固定系ブロードバンドサービス^(※1)契約者^(※2)の総ダウンロードトラフィックは前年同月比18.1%増。
(2023年11月時点)
- 我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比19.6%増。(2023年9月時点)

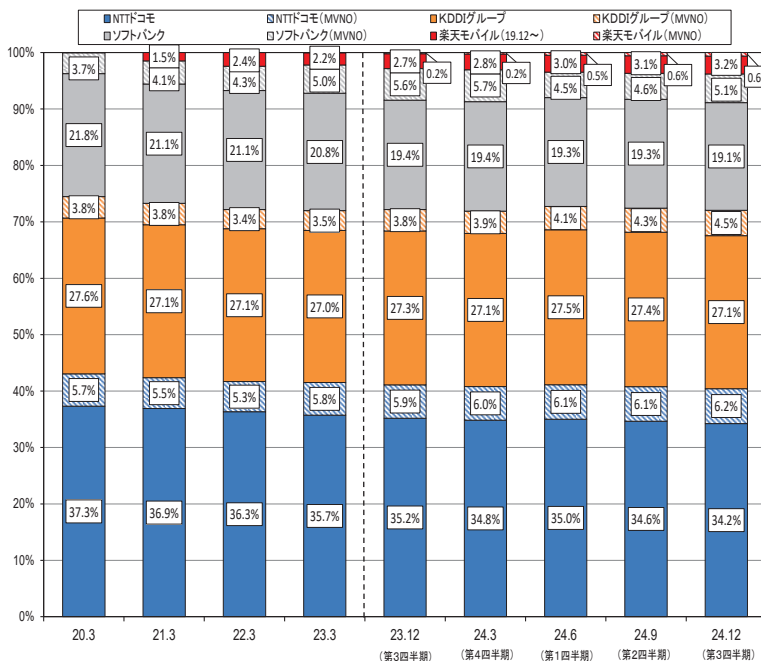


(※1)個人の利用者向け固定系ブロードバンドサービス(FTTH、DSL、CATV及びFWA)
(※2)一部の法人契約者を含む
(※3)2011年5月以前は、携帯電話網と間の移動通信トラフィックの一部が含まれる
(※4)『総務省 我が国の移動通信トラフィックの現状(令和5年9月分)』より引用(3月、6月、9月、12月に計測)
(※5)2017年5月から協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推計値としたため、不連続が生じている
(※6)2017年5月から11月までの期間に、協力事業者の一部において計測方法を見直したため、不連続が生じている

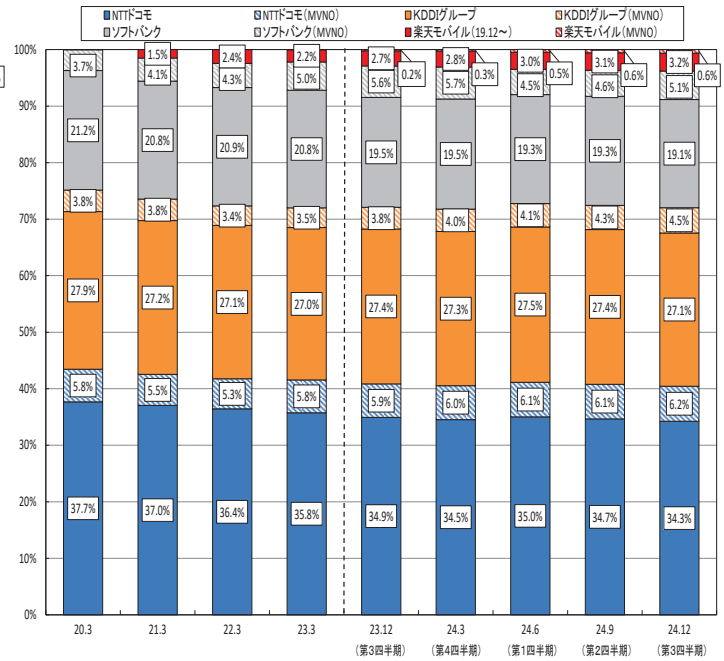
1-7 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモ34.2%、KDDIグループ27.1%、ソフトバンク19.1%、楽天モバイル3.2%。

【移動系通信】

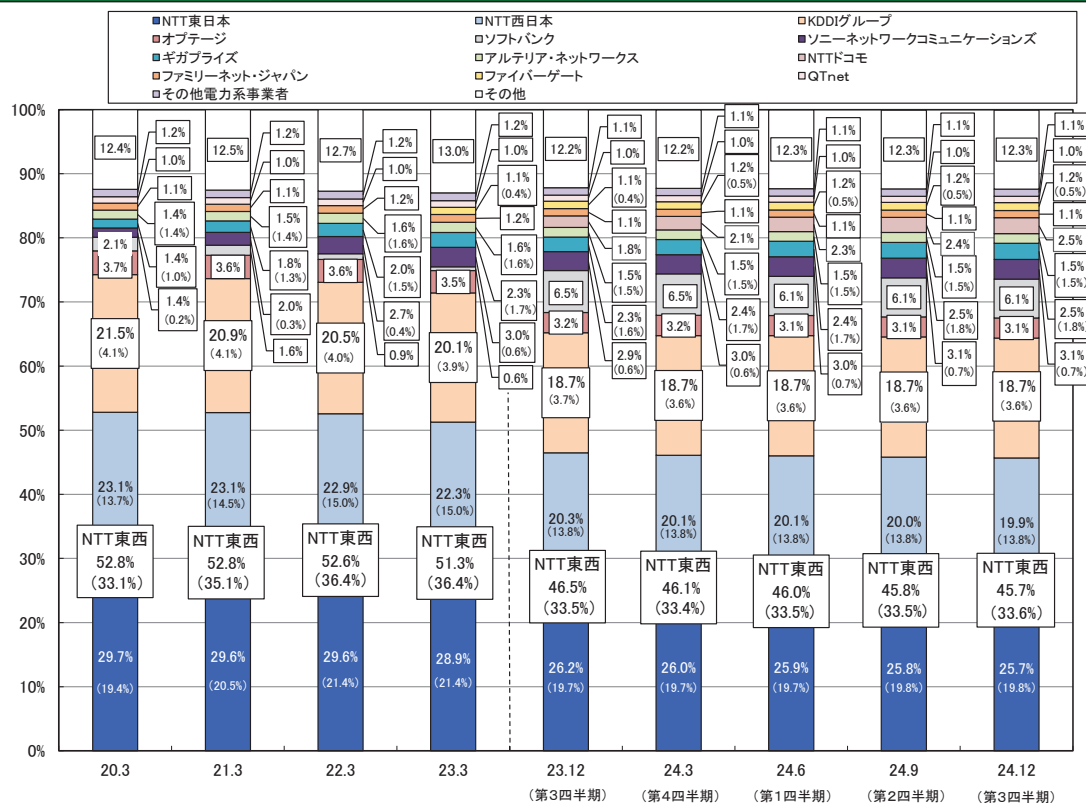


(参考)【携帯電話】



1-8 固定系 broadband サービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系 broadband サービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、45.7%。



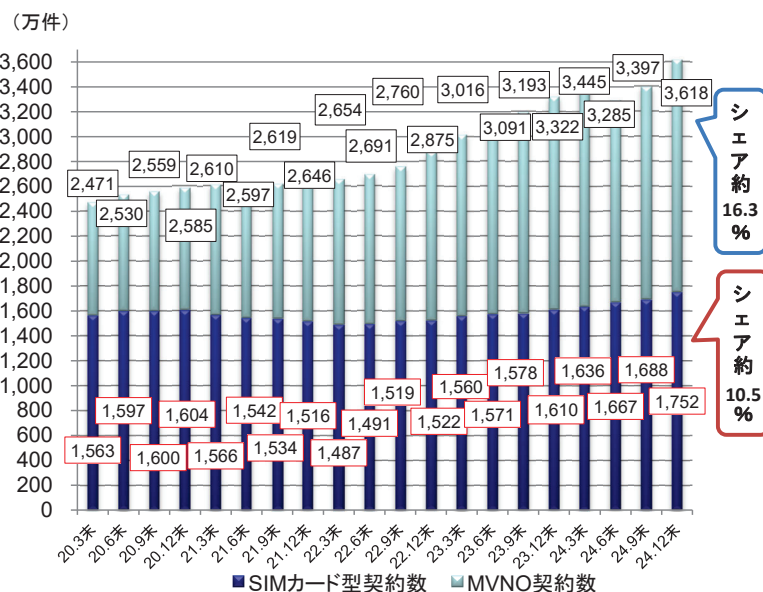
注1:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びUJ:COMグループが含まれる。
 注2:「その他電力系事業者」には、STNet及びびエネコムが含まれる。
 注3:括弧内は、即電気通信業務の提供に係るシェア。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

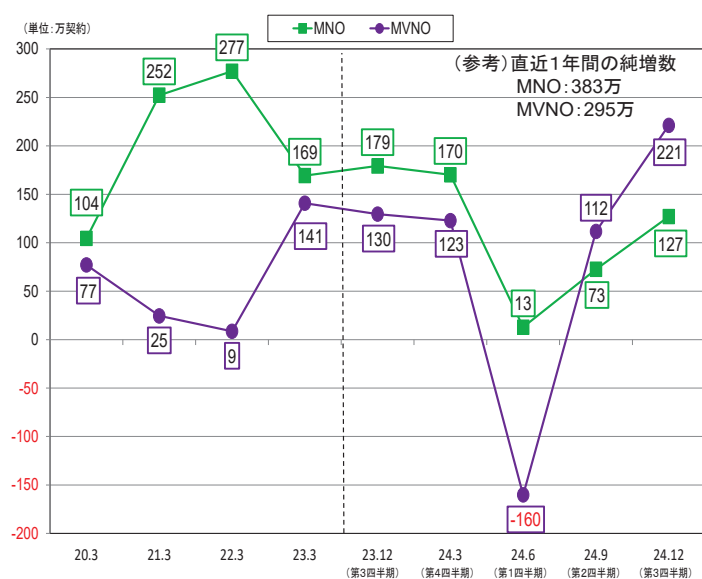
1-9 MVNOサービスの契約数の推移

2024年12月末の契約数は3,618万件(前年同期比+8.9%)であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



※SIMカード型: MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態
 出典: 総務省資料

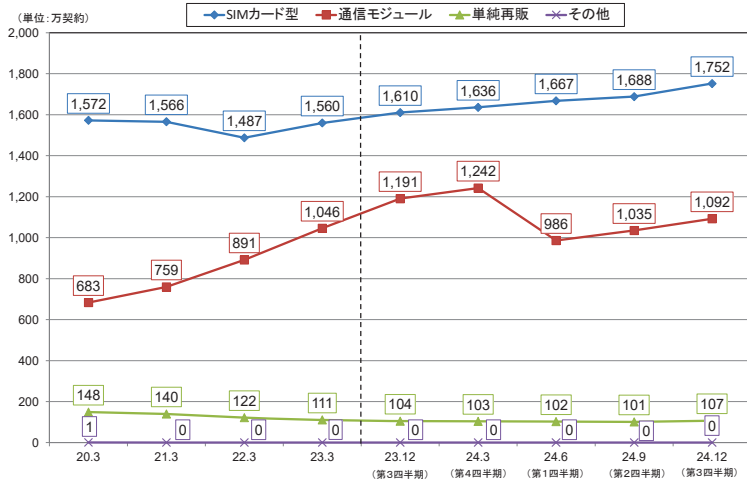
(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-10 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

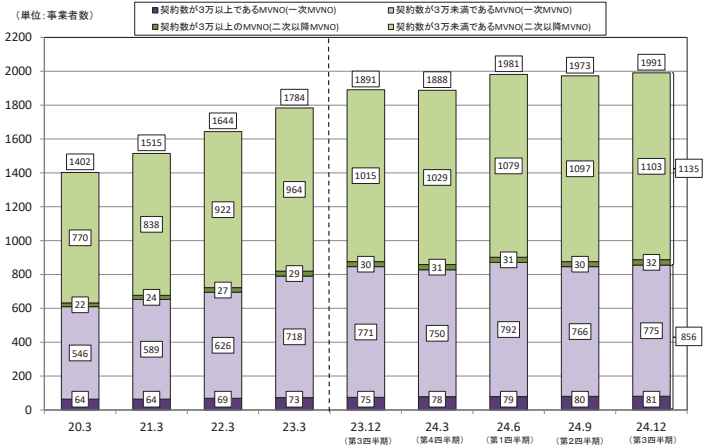
- ・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,752万(前期比+3.8%、前年同期比+8.8%)、通信モジュールが1,092万(前期比+5.5%、前年同期比▲8.2%)となっている。
- ・一次MVNO※1サービスの事業者数は856(前期比+10者、前年同期比+10者)となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は1,135(前期比+8者、前年同期比+90者)となっている。

※1 MNOから直接回線の提供を受けるMVNO。 ※2 MVNOから回線の提供を受けるMVNO。

【MVNOサービスの区分別契約数】



【MVNOサービスの事業者数】



【MVNOサービスの区分別事業者数】

区分	20.3	21.3	22.3	23.3	23.12	24.3	24.6	24.9	24.12
SIMカード型	57 (34)	57 (31)	60 (32)	65 (35)	72 (40)	74 (43)	77 (44)	77 (45)	78 (46)
通信モジュール	25 (17)	24 (17)	29 (22)	31 (24)	32 (25)	32 (25)	32 (25)	34 (26)	36 (26)
単純再販	27 (19)	28 (20)	30 (18)	30 (17)	28 (17)	28 (17)	28 (17)	28 (17)	29 (18)
その他	3 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
再卸	48 (32)	46 (32)	52 (36)	55 (37)	57 (38)	56 (37)	58 (37)	59 (38)	59 (38)

注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

【MVNOサービス区分「再卸」の契約数の推移】

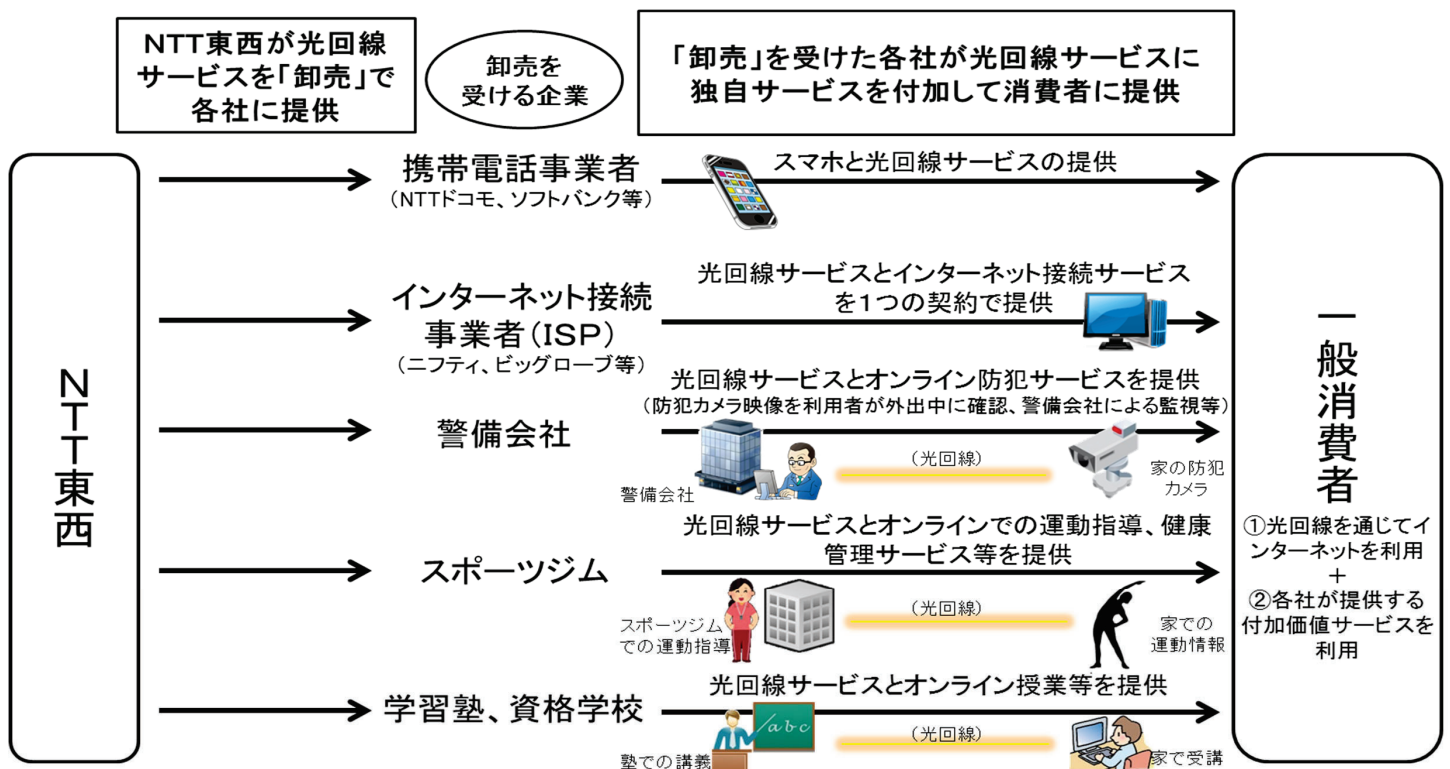
(単位: 万契約)

20.3	21.3	22.3	23.3	23.12	24.3	24.6	24.9	24.12
1,083	1,003	1,004	1,204	1,283	1,303	1,333	1,372	1,401

注: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

1-11 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。

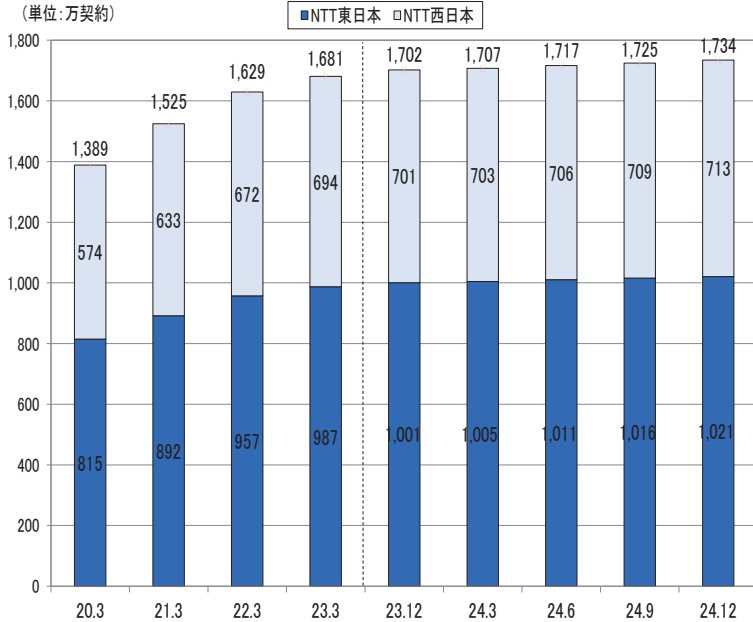


1-12 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

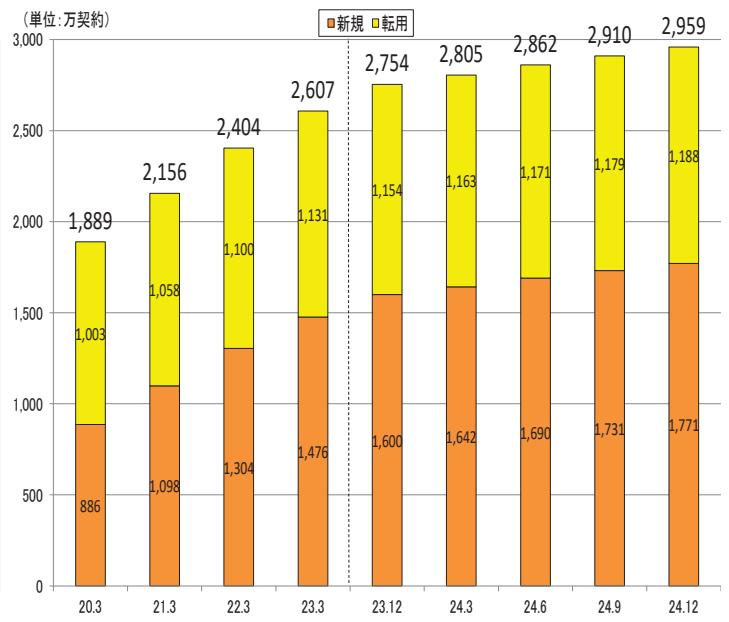
- ・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,734万（2024年12月末）。
- ・NTT東西別でみると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約59%。
- ・新規の開通数の割合が徐々に増加しているが、全開通数の約40%が転用※。

※転用：「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

【契約数の推移】



【累計開通数の推移】



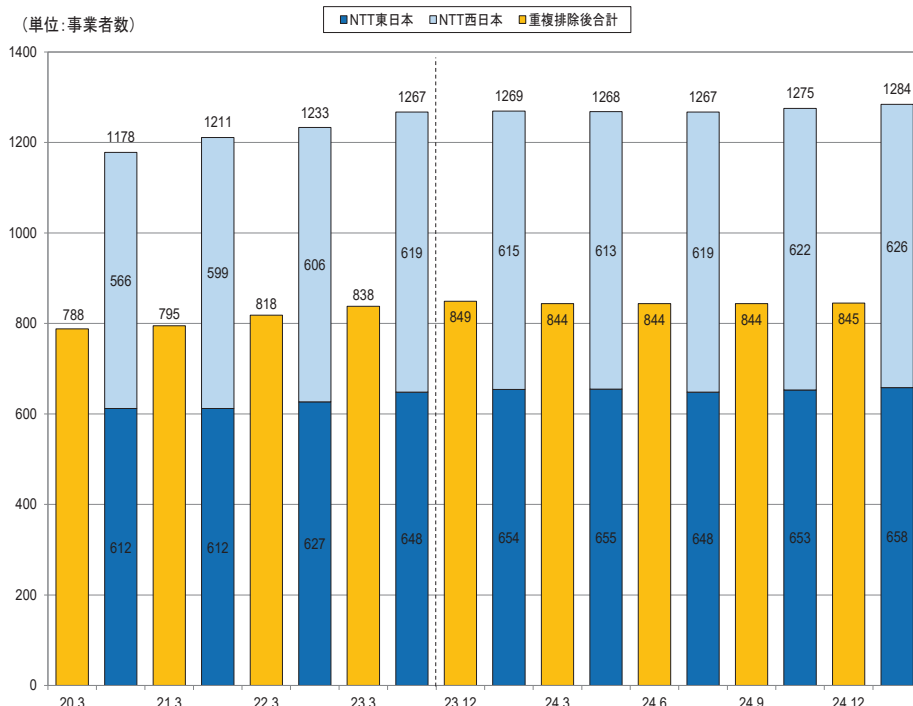
注1:数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

注2:NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-13 NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数

- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合は845者。重複を排除しない単純合算の場合では1,284者（2024年12月末）。
- ・卸先事業者の約半数(439者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。

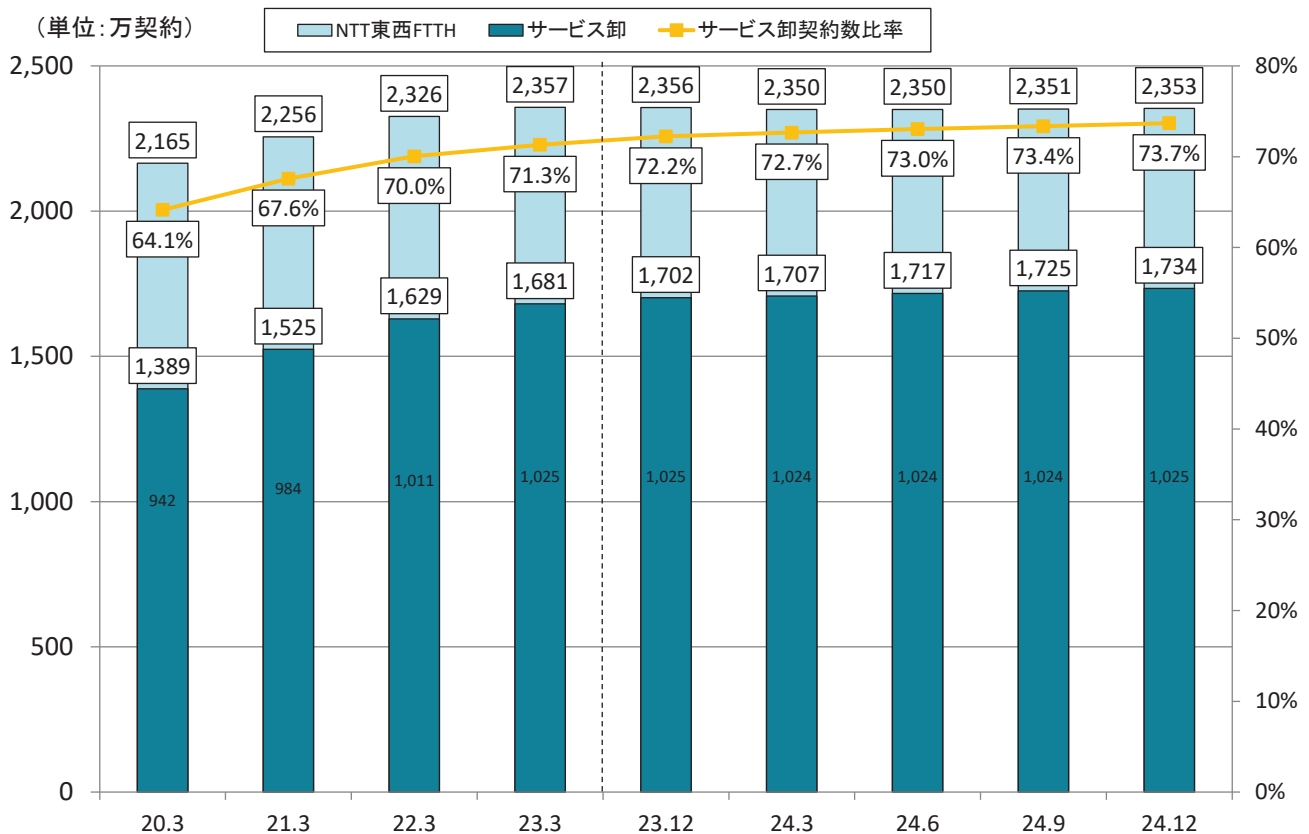


(参考)事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 3者
- CATV事業者 : 87者
- ISP・MVNO事業者 : 636者
- その他事業者 : 118者

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

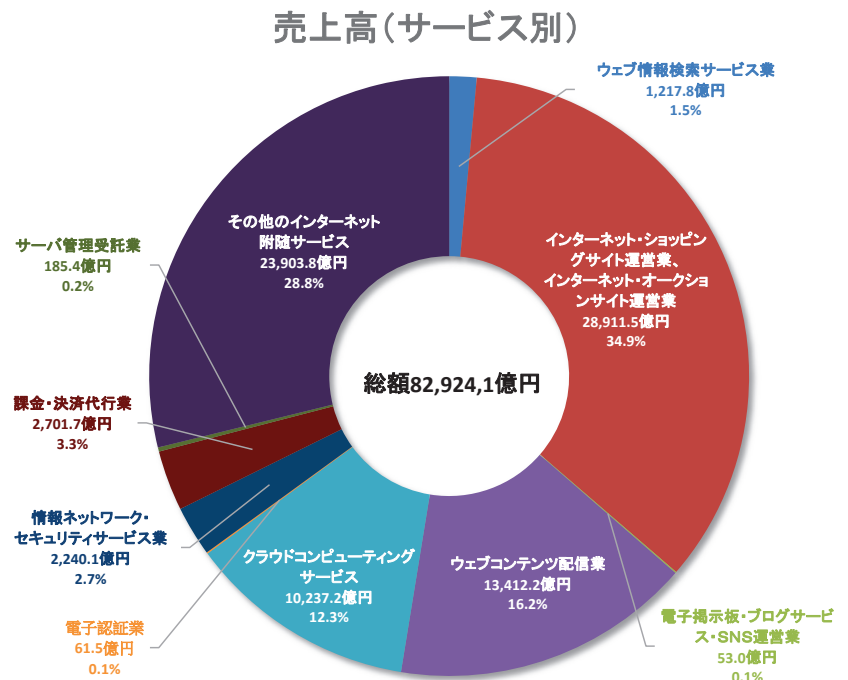
1-14 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率



(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-15 インターネット附随サービス業

- ◆ 2023年度売上高は、全体では8兆2924億円（前年度比93.9%増）で、前年の最高値を更新。
- ◆ サービス別でみると、「インターネット・ショッピングサイト運営業、インターネット・オークションサイト運営業」（同400.6%増）、「ウェブコンテンツ配信業」（同367.5%増）が大幅に増加。他方、「電子掲示板・ブログサービス・SNS運営業」（同97.0%減）、「ウェブ情報検索サービス業」（同48.3%減）など、減少しているものも見られる。



(出典) 「情報通信業基本調査」(H26(2014)～2024)(※)に基づき作成

※ 2021年調査までは経済産業省と総務省との共管実施、2022年調査からは総務省単独実施 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/joho/osirase220523.html>

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業に関する制度の変遷
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 令和7年度の音声接続料について
- (10) 加入光ファイバの接続料
- (11) 加入光ファイバ接続料の推移
- (12) モバイル接続料の推移
- (13) 卸電気通信役務と接続の違い
- (14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (15) 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要
- (16) MVNOガイドラインの概要
- (17) 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
- (18) トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドラインの概要
- (19) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
- (20) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置の区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間において周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)		
		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置の区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間において周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)		
料金・約款規制		原則として自由 【基礎的電気通信役務※1(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出		
			【指定電気通信役務(※2)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(※3)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
利用者保護		事業休業止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等		
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム及びNTTドコモ)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左

(※1) 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度

【ユニバーサルサービスの範囲】

電話のユニバーサルサービス: 加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話及びワイヤレス固定電話を含む)、第一種公衆電話、事前設置型災害時用公衆電話、緊急通報ブロードバンドのユニバーサルサービス: FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス(HFC方式)、専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

【ユニバーサルサービス交付金制度の概要】

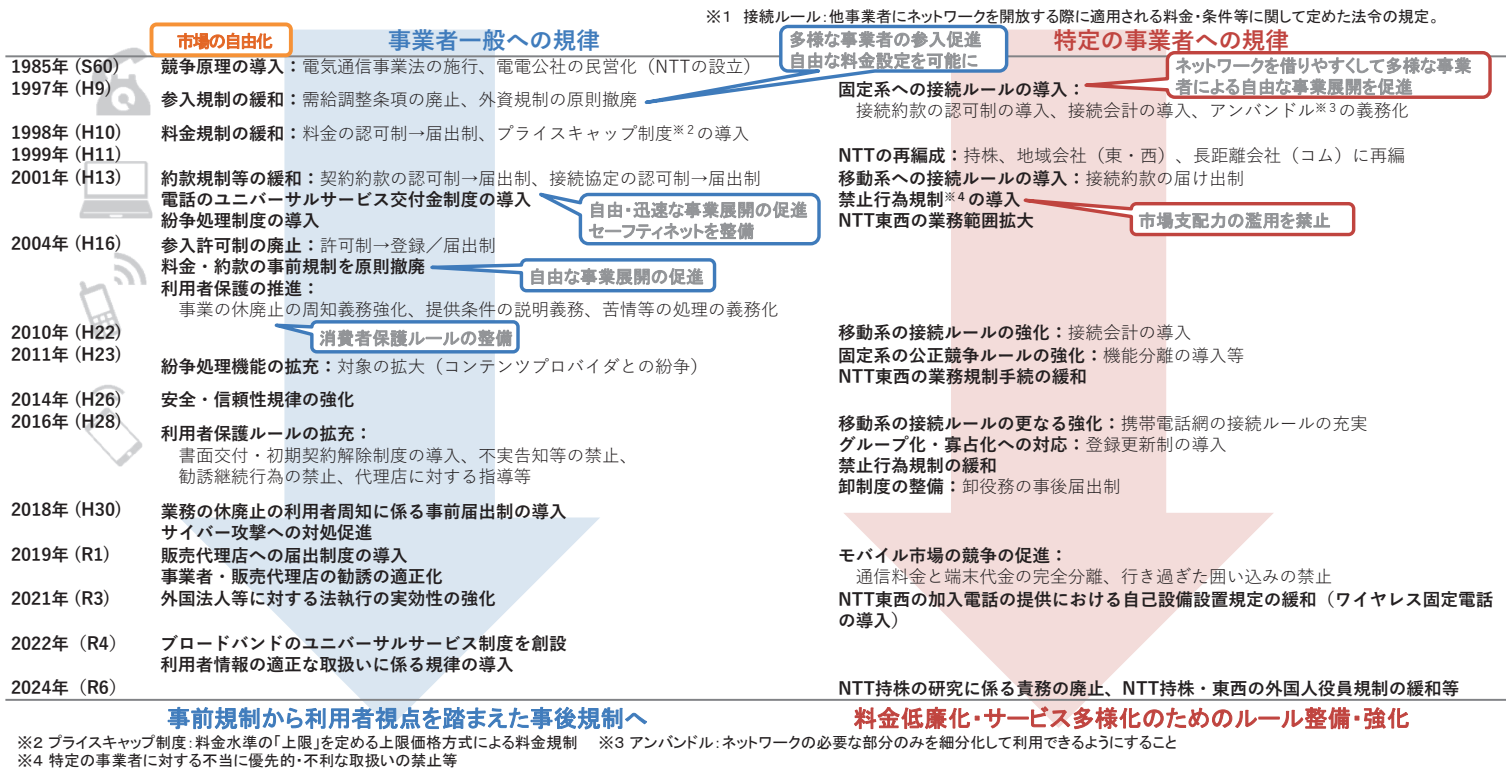
負担対象の電気通信事業者から徴収する負担金を原資とする交付金を交付することで、電話及びブロードバンドサービスのユニバーサルサービスへの提供に要する維持管理費用の一部を補填

(※2) 指定電気通信役務=第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、他の電気通信事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務: NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※3) 特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務: NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2-2 電気通信事業に関する制度の変遷

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。



2-3 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目 的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事 業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域（＝同一の都道府県内）電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附随する業務（「附帯業務」） ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務（「目的達成業務」）【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（「活用業務」）【事前届出】
責 務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保	
株 式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇外国人代表取締役の禁止、役員の3分の1未満まで ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人代表取締役の禁止、役員の3分の1未満まで ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定設備設置事業者): NTT東西
② [移動通信市場] 二種指定設備設置事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た
情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する
不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への
不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た
情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定する
グループ内の事業者
(特定関係法人※)に対する
不当に優先的な取扱い

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー、株式会社NTTデータ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	業務区域ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))	業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める 伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、 ソフトバンク(12年)、WCP(19年)、UQ(19年)を指定
指定対象設備	加入者回線及び当該回線を用いて電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	■接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■接続会計の整理義務 ■網機能提供計画の届出・公表義務	■接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■接続会計の整理義務
卸関連規制	■卸電気通信役務の届出制 ■特定卸役務の提供義務・情報提示義務	■卸電気通信役務の届出制 ■特定卸役務の提供義務・情報提示義務
利用者料金 関連規制	指定電気通信役務 (第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの) 特定電気通信役務 (指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの) ■契約約款の届出制 ■電気通信事業会計の整理義務 ■プライスカップ規制	更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に 個別に指定された者に対する規制 NTTドコモ(02年)を指定
行為規制	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■特定関係事業者との間のファイアウォール ■設備部門と営業部門との間の機能分離 ■委託先子会社への必要かつ適切な監督 ■電気通信事業会計の整理義務	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■グループ内事業者の不当な優遇の禁止 ■電気通信事業会計の整理義務

2-6 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 令和3年4月1日、PSTNからIP網への移行に伴い新たに利用することになる設備（セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ）を第一種指定電気通信設備の対象として明確化。
- ・ 令和5年6月16日、県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を第一種指定電気通信設備の対象化。

第一種指定電気通信設備の指定内容

IP/ PSTN	指定設備
共通	①固定端末系伝送路設備（終端装置、屋内配線設備等を含む。）
共通	②端末系交換等設備
IP網	③収容ルータ
	④中継ルータ
共通	⑤中継系交換等設備
共通	⑥市内伝送路設備
共通	⑦中継系伝送路設備
IP網	⑧SIPサーバ
	⑨セッションボーダコントローラ
	⑩ENUMサーバ
	⑪IP電話用DNSサーバ
共通	⑫付随設備（接続用伝送路設備等を含む。）
PSTN	⑬公衆電話機
PSTN	⑭番号案内関係設備

※県間通信IIに用いるものについてはIPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（第二種指定端末系交換設備）
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） （ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局）
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.～8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（3.～8.に掲げるものを除く。）

2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合（接続拒否事由）を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。（電気通信事業法第32条）

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（法第32条第1号）

- 【例】
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき（逐条解説）
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適正な品質の保持が困難となる時（逐条解説）
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じるにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（法第32条第2号）

- 【例】
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき（逐条解説）
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき（法第32条第3号）

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき（施行規則第23条第1号）

- 【例】
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（施行規則第23条第2号）

- 【例】
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（施行規則第23条第3号）

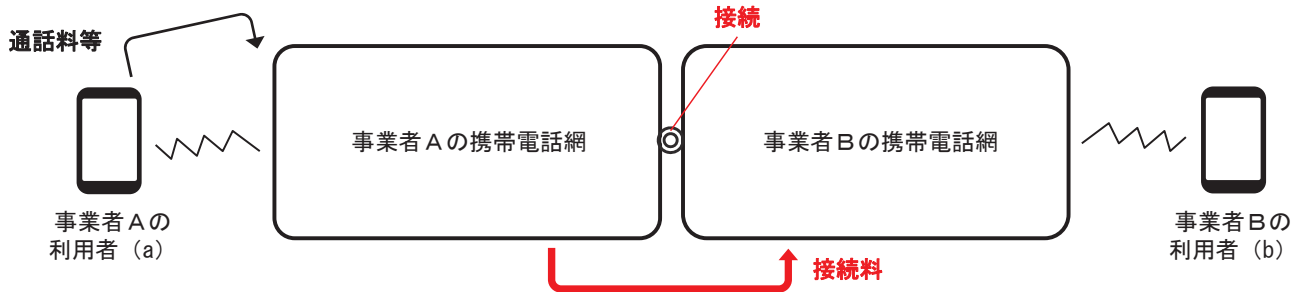
- 【例】
- ✓ 着信側事業者と利用者との間の着信インセンティブ契約等の重大な接続協定違反があり、発信側事業者がその改善を求めても、着信側事業者が応じない場合

【参考】電気通信事業分野における接続

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

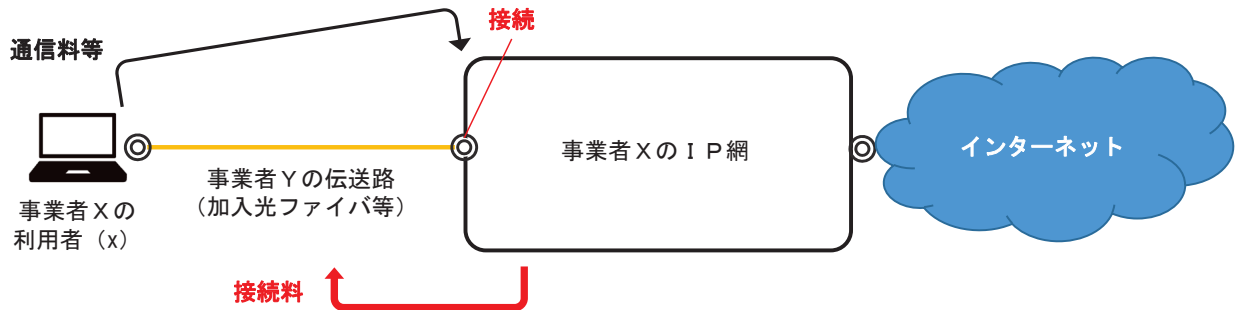
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



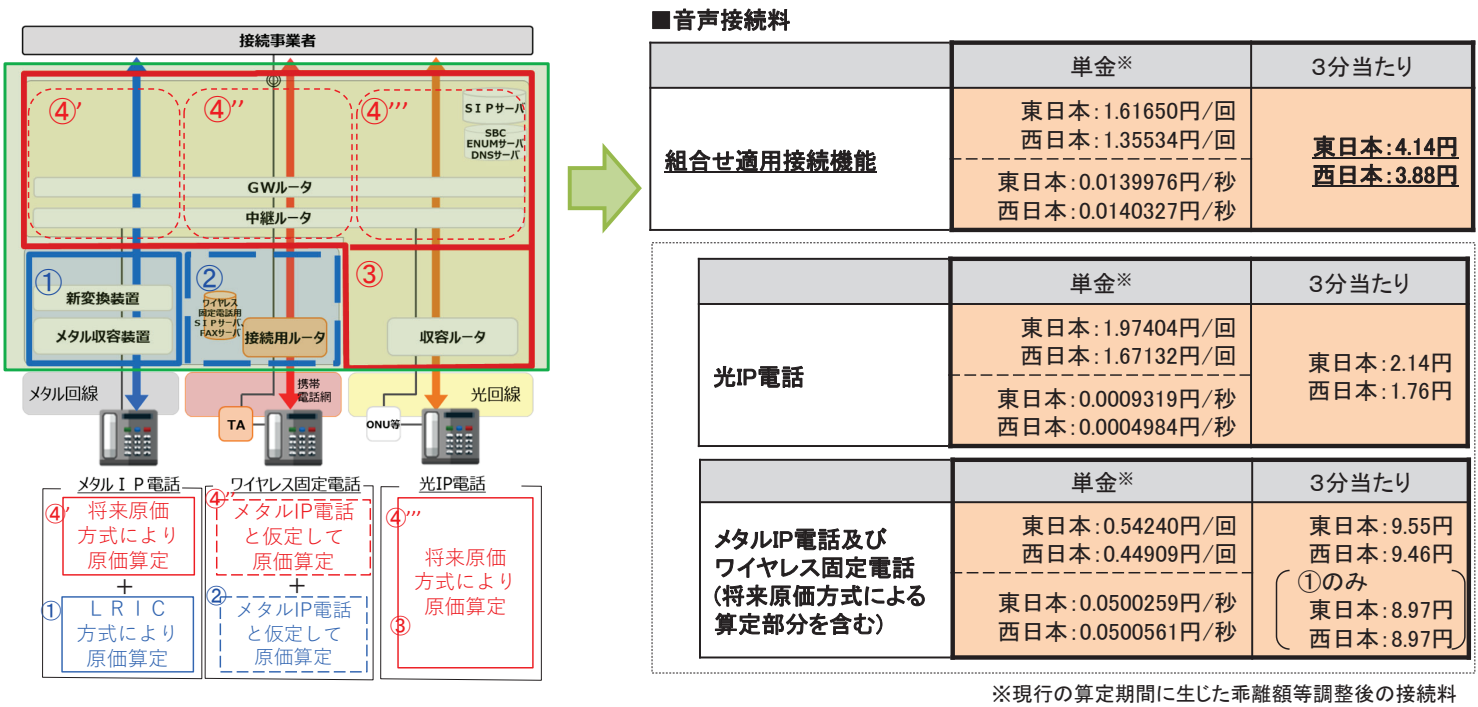
2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実費費用方式	実績原価方式	- 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 - 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	- 加入者回線（ドライカッパ、ラインシェアリング） - 中継光ファイバ回線 - 専用線 - 公衆電話 等
	将来原価方式	- 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 - 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	- 加入者回線（光ファイバ） - NGN
長期増分費用方式（LRIC方式）		- 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 - 前年度下期＋当年度上期の通信量を使用	電話網（メタルIP電話）
事業者向け割引料金（キャリアズレート）		小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする	- ISDN加入者回線（INS1500） - 専用線

2-9 令和7年度の音声接続料について

○ IP網への移行後、組合せ適用接続機能の接続料を新たに設定。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料とし、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均を行い算出。

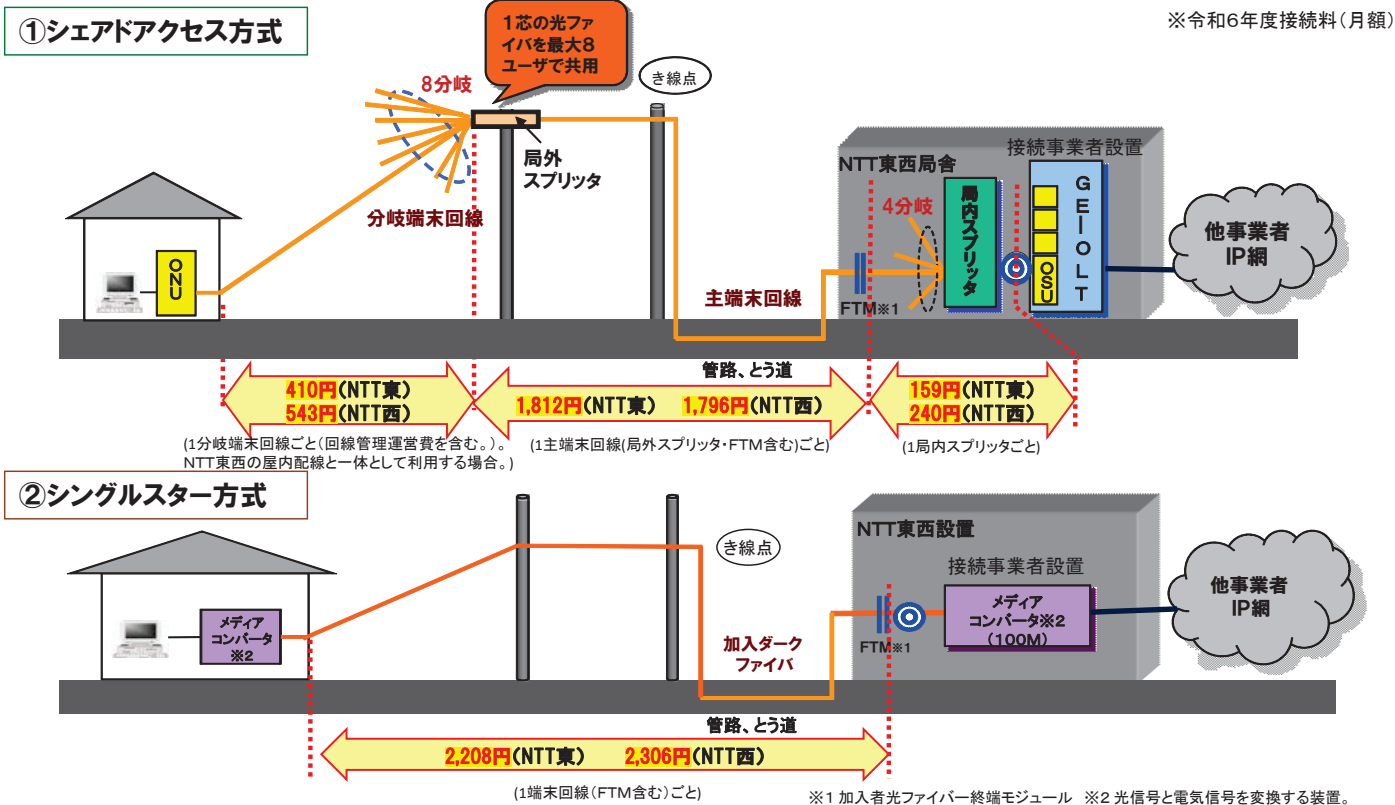


2-10 加入光ファイバの接続料

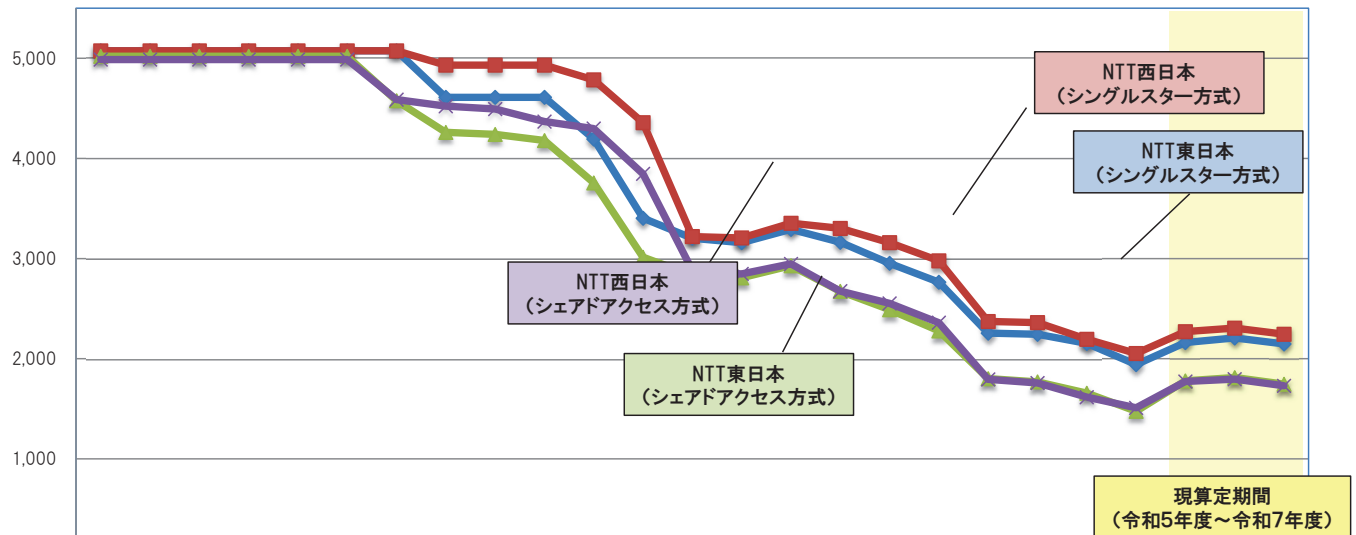
加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

①シェアドアクセス方式(加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式)

②シングルスター方式(全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式)



2-11 加入光ファイバ接続料の推移



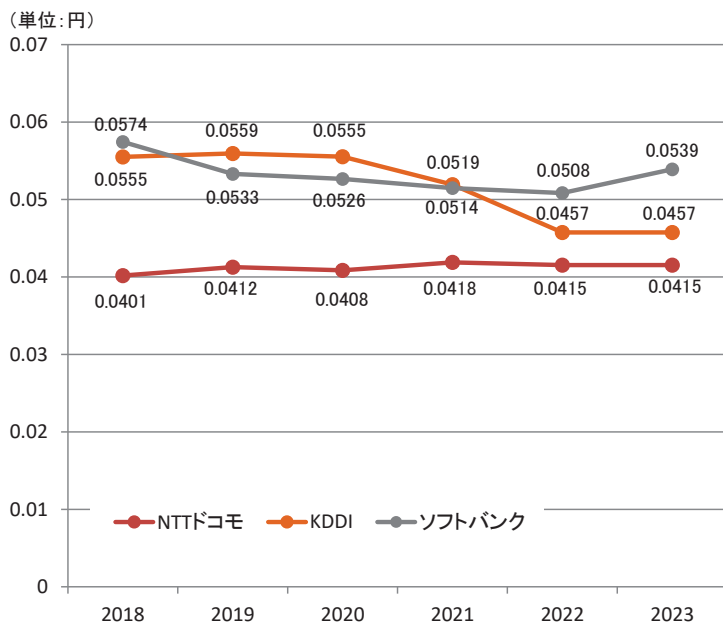
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
NTT東日本 (シングルスター方式)	5,07	5,07	5,07	5,07	5,07	5,07	5,07	4,61	4,61	4,61	4,19	3,40	3,20	3,15	3,29	3,16	2,95	2,76	2,25	2,24	2,15	1,94	2,16	2,20	2,14
NTT西日本 (シングルスター方式)	5,07	5,07	5,07	5,07	5,07	5,07	5,07	4,93	4,93	4,93	4,78	4,35	3,22	3,20	3,35	3,30	3,15	2,97	2,37	2,36	2,19	2,05	2,27	2,30	2,24
NTT東日本 (シェアアクセス方式)	5,02	5,02	5,02	5,02	5,02	5,02	4,57	4,26	4,24	4,17	3,75	3,01	2,83	2,80	2,92	2,67	2,49	2,27	1,80	1,76	1,65	1,47	1,77	1,81	1,74
NTT西日本 (シェアアクセス方式)	4,98	4,98	4,98	4,98	4,98	4,98	4,58	4,52	4,49	4,36	4,29	3,84	2,88	2,84	2,94	2,67	2,55	2,36	1,79	1,75	1,61	1,51	1,77	1,79	1,73

※1 シングルスター及びシェアアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)、3年間(R5～R7)を算定期間とする将来原価方式により算定。

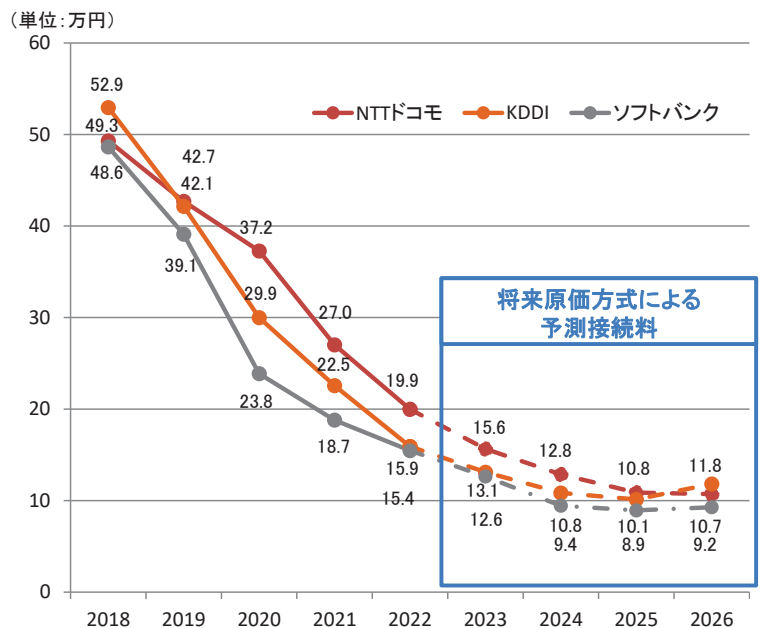
※2 シェアアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-12 モバイル接続料の推移

音声接続料の推移(1秒当たり)



データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)



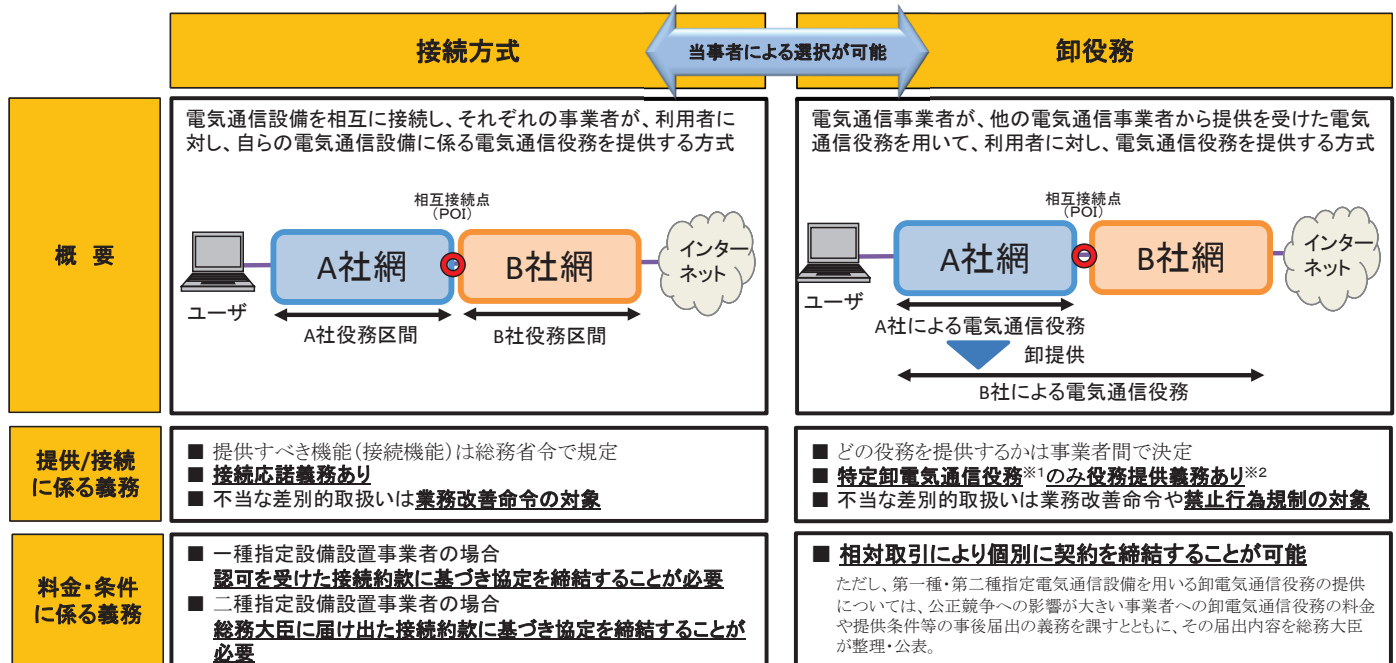
※1: KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したもの。

※2: 2022年度までのデータ接続料は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された接続料を表示。

※3: 2023年度のデータ接続料は、2023年2月末届出時の予測値。

2-13 卸電気通信役務と接続の違い

- 接続とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電氣的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。**



※1 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、別に省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの。

※2 ただし、特定卸電気通信役務以外の卸役務であっても基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

2-14 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(令和5年4月最終改定)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと

・「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかとなる大口割引を行うこと

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い、⑩正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること

・(市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、合理的な理由なく、(NTT東西の提供する「サービス卸」のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④業務の休廃止の周知の履行不十分、⑤苦情等の処理の履行不十分、⑥不实告知・事実不告知、⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑨その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止、⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

①契約前の説明義務の履行不十分、②不实告知・事実不告知、③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑤その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止

2-15 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要

- 接続料の算定等に関する研究会第四次報告書の内容を踏まえ、令和2年9月25日に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインは、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とする。

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

↓ 検証の必要あり → 検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり
→ ステップ②検証の必要なし

代替性
なし

検証ステップ②-1 重点的な検証

目的： 料金水準の適正性確保
手法： 適正原価＋適正利潤≧卸料金 となっているかを検証

総務省による

妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

代替性
不十分

検証ステップ②-2 その他の検証

目的： 適正な交渉を促進するための透明性確保
手法： 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

総務省による

妥当性評価 なし

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

2-16 MVNOガイドラインの概要

- ・ 電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・ このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2024年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの間の関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との間の関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-17 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも発生。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。
- なお、接続当事者間の合意がある場合には音声接続におけるビル&キープ方式を採用することが可能である。

2-17 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定設備設置事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

2-18 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン(2024年9月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的

- 昨今、音声伝送役務に係る接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が発生していると指摘されている。
- このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図るため、「トラヒック・ポンピング」において見られる「着信インセンティブ契約」に関する業務改善命令の適用の考え方を示すものである。

2 用語の定義

- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1)着信インセンティブ契約

音声伝送役務に係る接続協定(発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の電気通信事業者間精算方式が採用されているものに限る。)の一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、着信側事業者が、発信側事業者の利用者が当該着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて当該発信側事業者の利用者に対して金員等を支払うもの(卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者に金員等を支払う場合を含む。)のことをいう。

(2)トラヒック・ポンピング

着信インセンティブ契約を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることをいう。

(3)他者料金設定トラヒック

接続協定において他の電気通信事業者が電気通信役務に関する利用者料金を定めることとされているトラヒックをいう。

(4)他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約

着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいう。

2-18 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン(2024年9月策定)の概要②

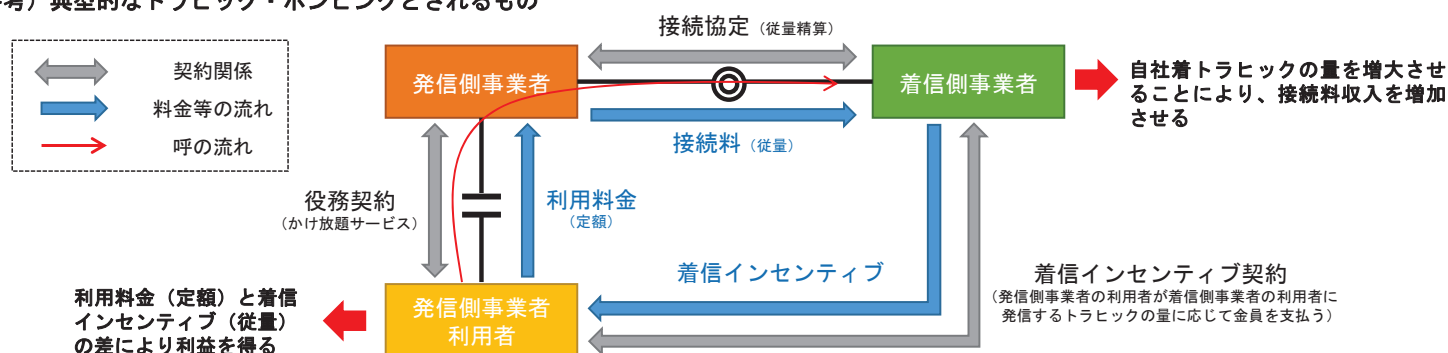
3 トラヒック・ポンピングの禁止

- トラヒック・ポンピングは、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものであり、他の電気通信事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等が発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。
- このため、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある、以下のような典型的な不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得る。
 - (1) 接続協定において料金を定めるとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約
 - (2) 接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約

4 その他

- 総務省は、今後、必要に応じて本ガイドラインの見直しや所要の行政上の対応を行っていくこととする。

(参考) 典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの



2-19 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の概要

- 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（以下「金額」という。）について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われなかった場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

（注）卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

（※）「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

2-20 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等（電気通信事業法第164条第1項第3号）は、電気通信事業法の適用除外（一部規定は適用）となる電気通信事業に該当（≠電気通信事業者）。

電気通信事業		非電気通信事業
① ②以外の事業 (携帯電話事業、FTTH事業等) ■ 電気通信事業 電気通信役務（電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することをいう。）を他人の需要に応ずるために提供する事業 ①を営む者 電気通信事業者に該当	② 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務※を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (例)コンテンツ配信事業者 電気通信回線設備は設置せず、コンテンツ配信サーバのみを設置して、自己と他人の間の通信を実施 ※ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を除く。 ②を営む者 電気通信事業者に該当しない	電気通信事業者に該当しない
■ 電気通信事業法の適用 ■ 電気通信事業の登録・届出が必要 ■ 通信の秘密、検閲の禁止 ■ 接続ルールの適用あり 等	■ 通信の秘密 ■ 検閲の禁止 ■ 外部送信に関する規律 ■ 禁止行為等規定適用事業者（NTT東西・ドコモ）による業務への不当な規律・干渉が禁止（保護対象）	
■ 紛争処理機能 ■ 総務大臣の協議命令・裁定 ■ 紛争処理委員会のあっせん・仲裁等	電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に追加。 (平成23年6月から)	

【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業）に該当する主な事例は以下のとおり。

（ただし、事業の内容（サービス提供の形態等）によっては異なる判断となる場合がある。）

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備（サーバ等）を用いて、天気予報やニュースなどの情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者（他人）の需要に応ずるために電気通信役務の提供（情報の送信）自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ECモール/ネットオークション/フリマアプリの運営

- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる又は複数の出品者の商品等を購入できる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

ソフトウェアのオンライン提供（SaaS、ASP）

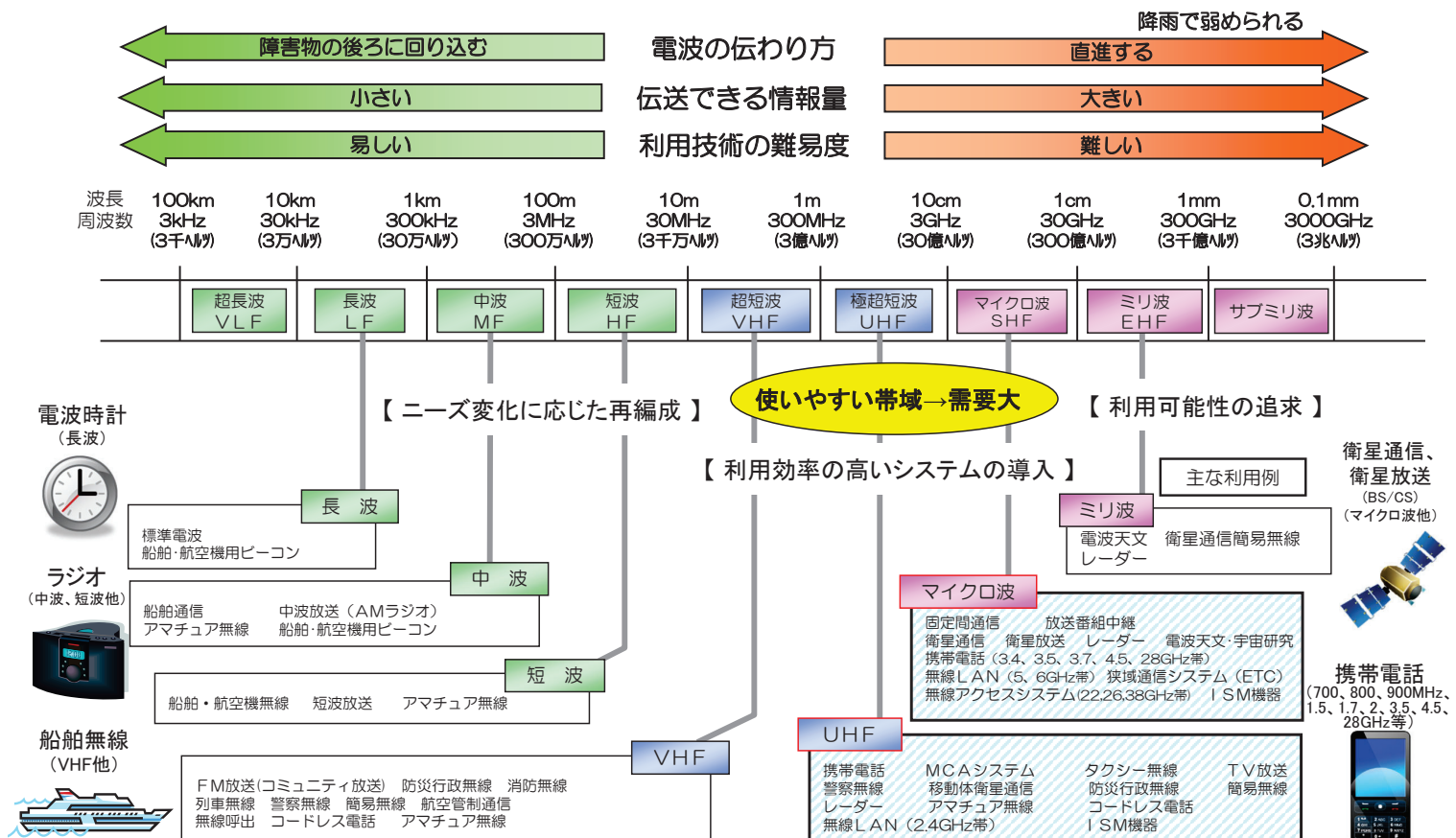
- クラウド上にアプリケーションソフトウェアを構築し又はアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置し、インターネット等を経由して当該ソフトウェアを企業や個人等に利用させるもの（SaaS、狭義のASPサービス）。
- 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

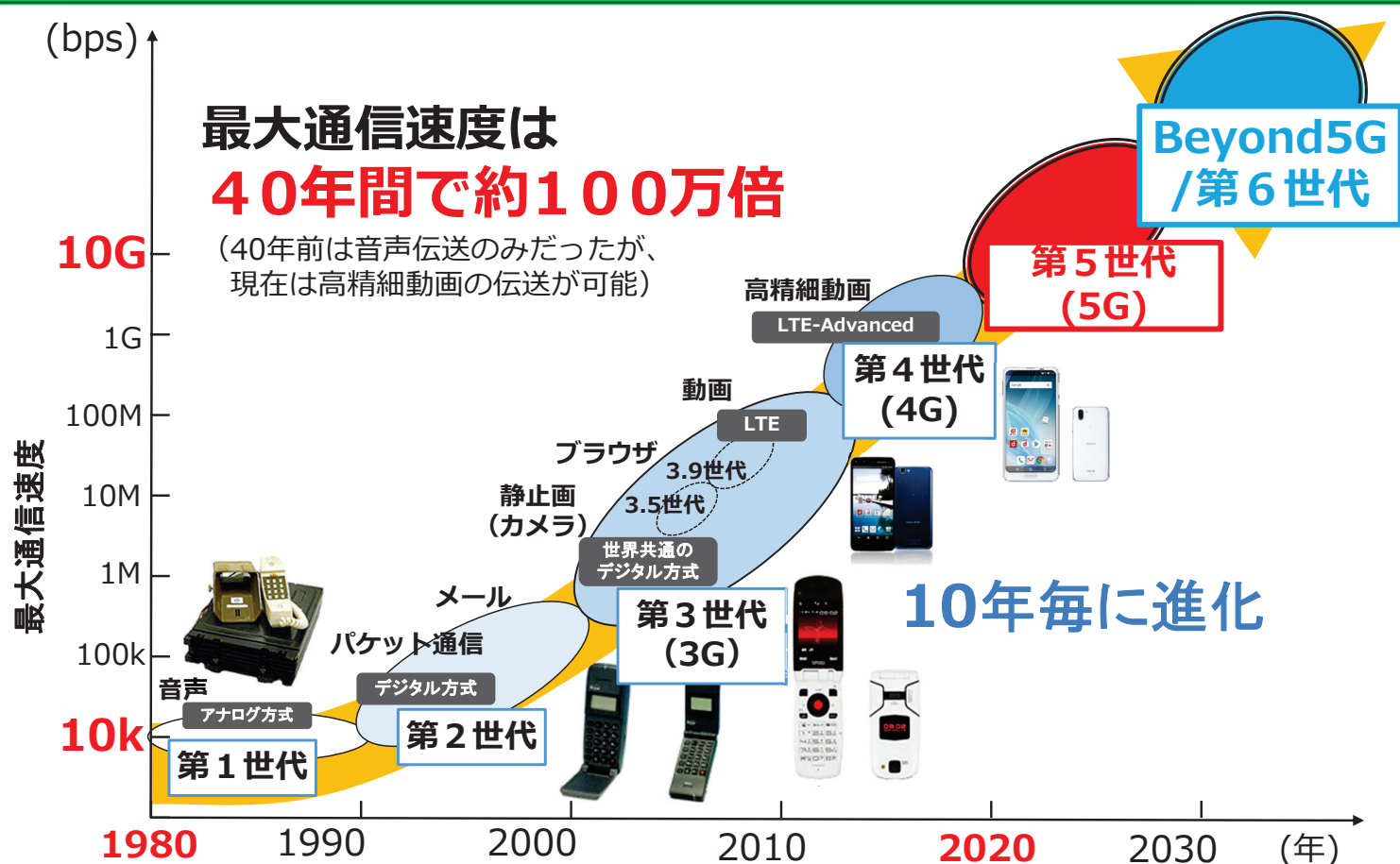
3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 移動通信システムの進化
- (3) 第5世代移動通信システム（5G）とは
- (4) 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方
- (5) ローカル5Gの概要
- (6) 終了促進措置の制度概要
- (7) 無線局開設等に係る紛争

3-1 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加（昭和60年：約381万局 ⇒ 令和6年12月：約3億5,703万局）。





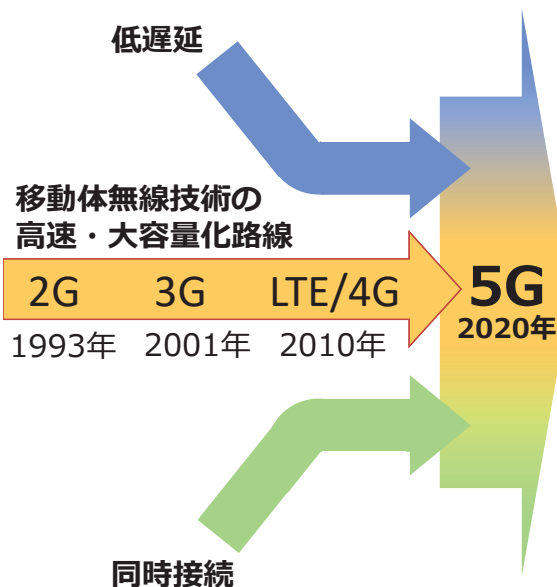
3-3 第5世代移動通信システム (5G) とは

<5Gの主要性能>

超高速
超低遅延
多数同時接続

最高伝送速度 10Gbps
1ミリ秒程度の遅延
100万台/km²の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤



超高速

LTEより100倍速いブロードバンドサービスを提供

⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

超低遅延

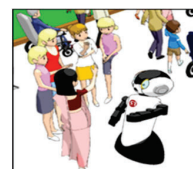
利用者が遅延 (タイムラグ) を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御

⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現

多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続

⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)



ロボットを遠隔制御



東京の病院の専門医が
ヘリ内の医師に指示を
しながら遠隔で処置。
ヘリ内で緊急手術

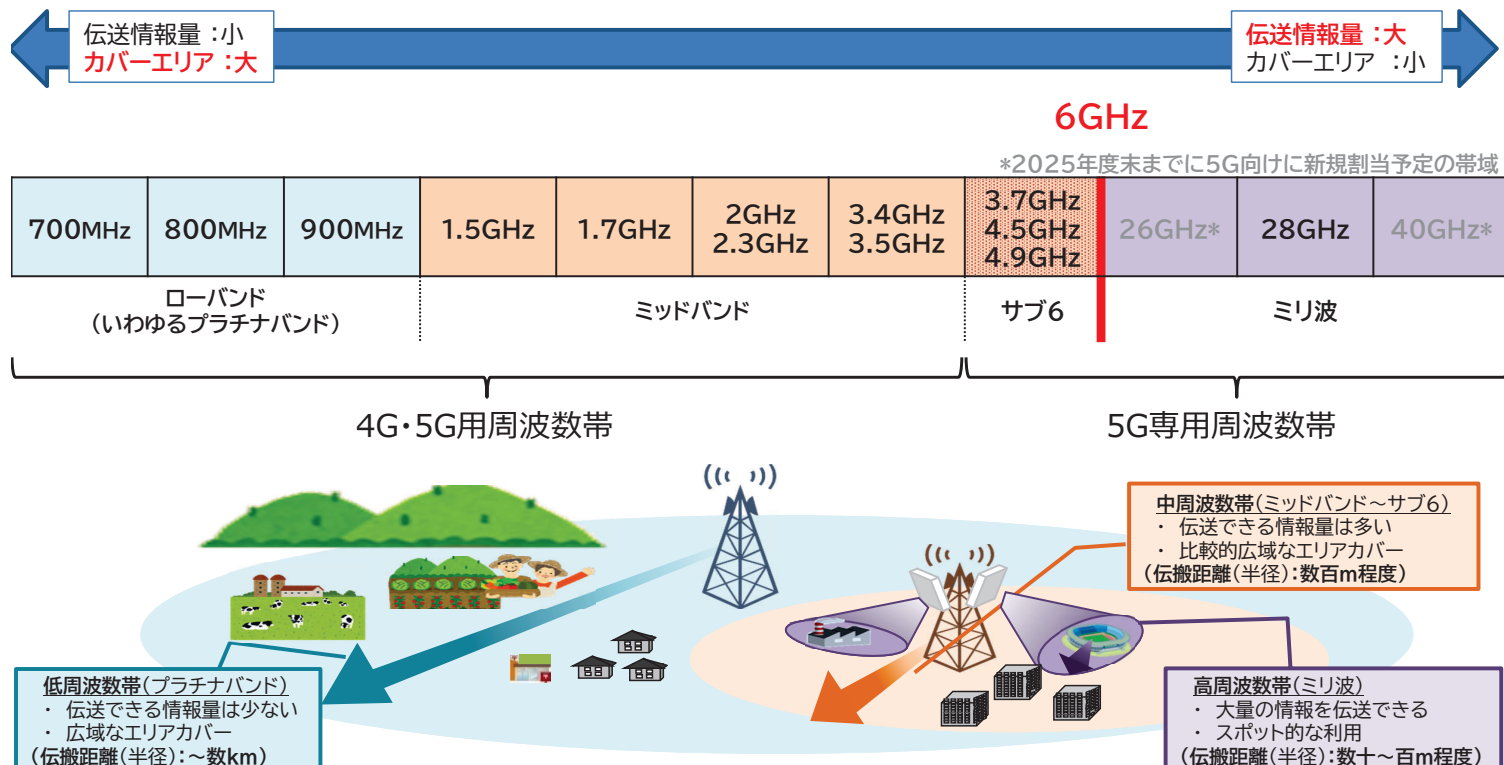


膨大な数の
センサー・端末
カメラ
スマートメーター

社会的なインパクト大

3-4 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方

- 5Gのカバレッジ拡大と3つの特長（超高速、超低遅延、多数同時接続）を実現していくためには、低周波数帯から高周波数帯まで、幅広い周波数帯を活用することが重要。
- 例えば、EU（欧州連合）でも、域内における5G用周波数帯として、低周波数帯：700MHz、中周波数帯3.6GHz、高周波数帯：26GHzの3つを指定。

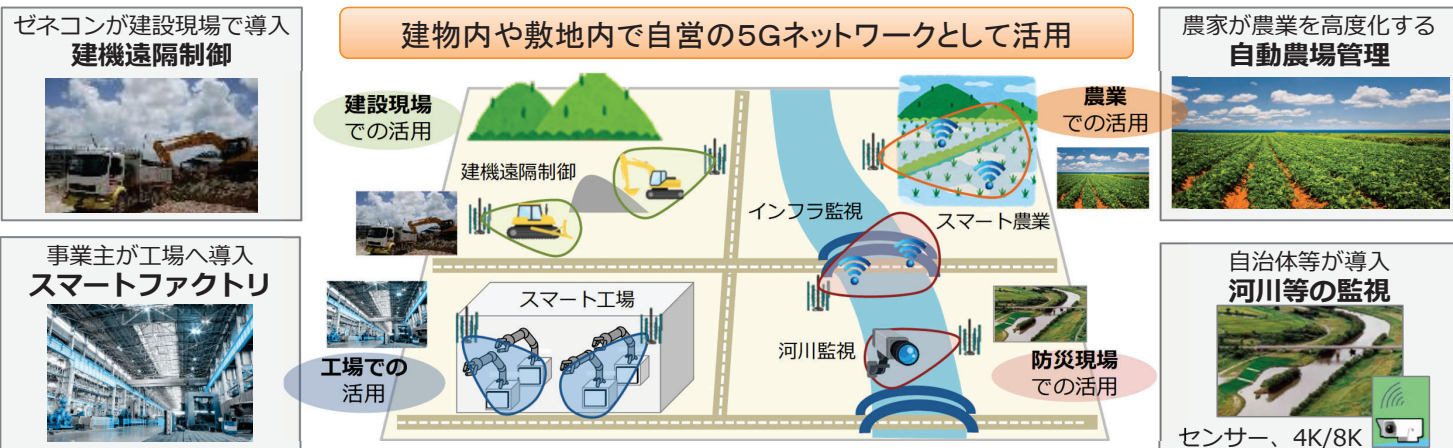


3-5 ローカル5Gの概要

- ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。
- 一部の周波数帯で先行して**2019年12月に制度化**。**2020年12月に周波数拡大**。

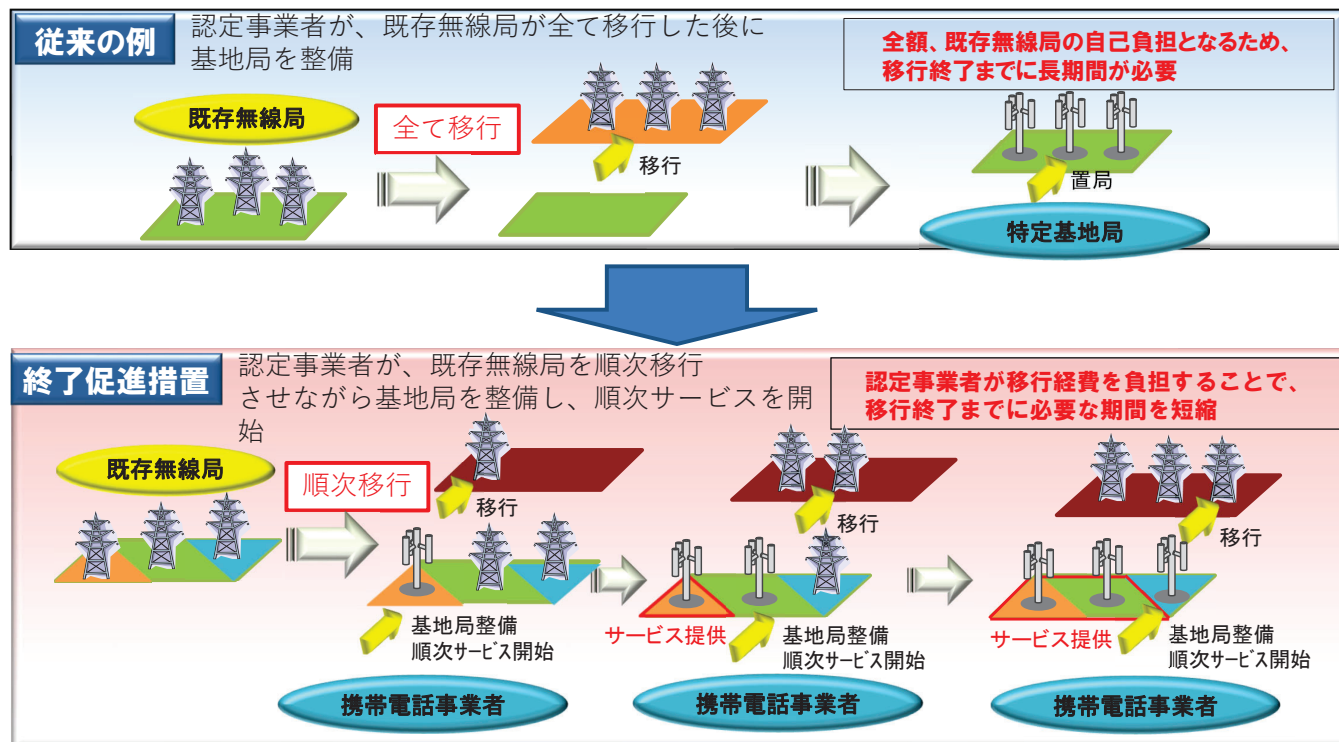
<他のシステムと比較した特徴>

- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
 - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを**先行して構築可能**。
 - 使用用途に応じて**必要となる性能を柔軟に設定**することが可能。
 - **他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい**。
- Wi-Fiと比較して、**無線局免許に基づく安定的な利用が可能**。



3-6 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた認定事業者（携帯電話事業者等）が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

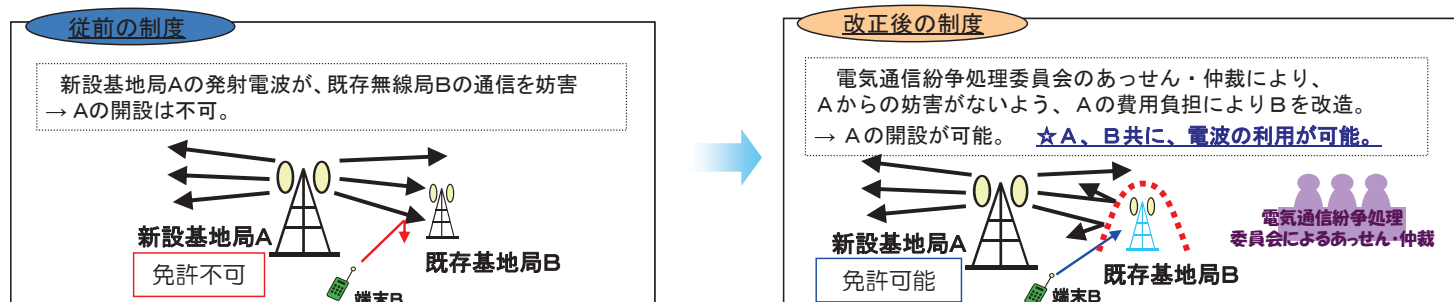


3-7 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

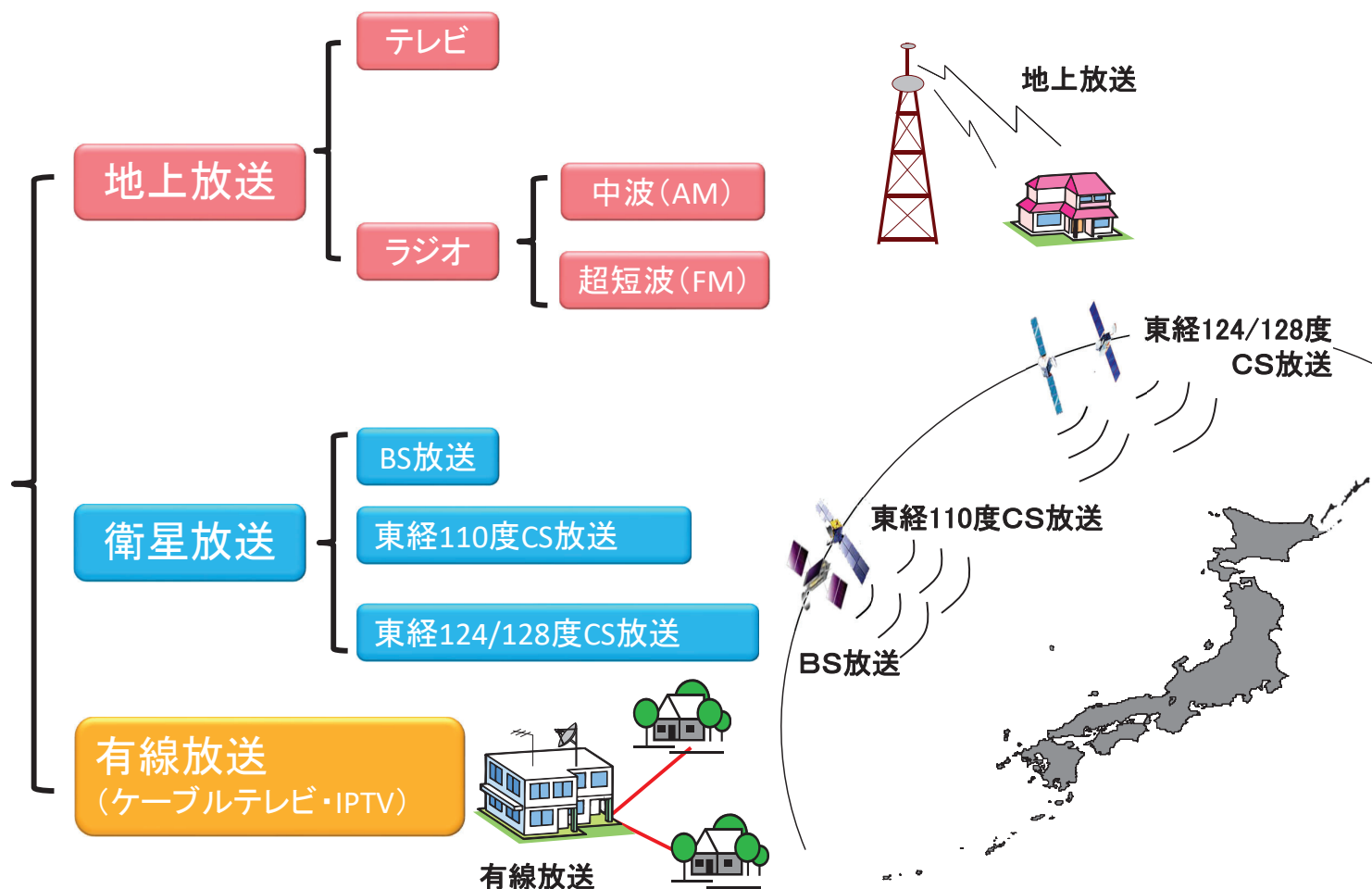
- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
 - あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 放送の業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
 - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。
- ※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。
- （無線局運用規則の一部改正）



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 放送メディアの市場規模
- (5) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (6) ケーブルテレビ事業者の収支状況
- (7) ケーブルテレビの普及状況
- (8) 各都道府県におけるケーブルテレビ（自主放送あり）の普及率
- (9) 区域外再放送の問題
- (10) 再放送同意と大臣裁定
- (11) 衛星放送事業者の収支状況
- (12) 4 K・8 Kの概要
- (13) 4 K 8 K衛星放送視聴可能機器の出荷状況
- (14) 4 K 8 K衛星放送を行う事業者

4-1 放送の主な分類



4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい	放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい
(具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信用地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	(具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者)	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。
(NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送<中波放送・超短波放送のいずれか>が全国において受信できるように措置をすることを義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

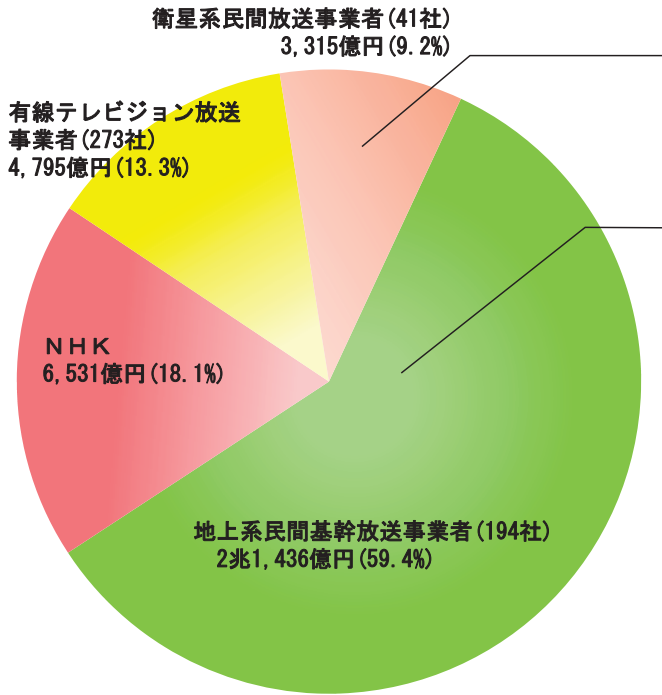
(2) 具体例 (地上基幹放送<テレビジョン放送>)

- ① NHK
関東広域圏(茨城県、栃木県及び群馬県を含まない)、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

4-4 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、令和5年度において、3兆6,077億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が59.4%、NHKが18.1%、有線テレビジョン放送事業者が13.3%、衛星系民間放送事業者が9.2%を占めている。

放送メディアの収入 令和5年度3兆6,077億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送) (21社)	2,081億円 (5.8%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (20社)	777億円 (2.2%)
衛星一般放送 (3社)	457億円 (1.3%)

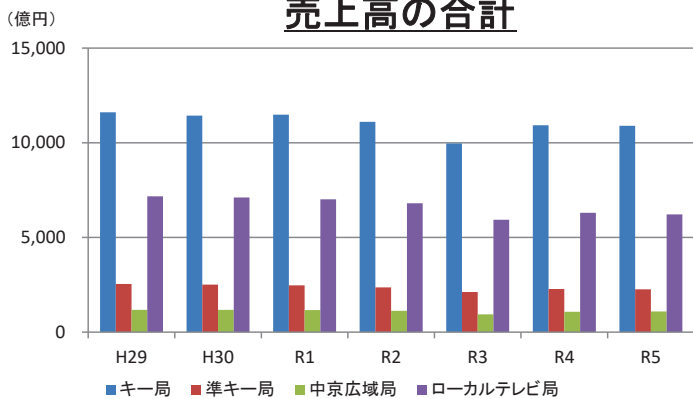
【地上系民間基幹放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (96社)	1兆8,534億円 (51.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (31社)	1,867億円 (5.2%)
その他(※)単営 (67社)	1,035億円 (2.9%)
※…AM (16社)、短波 (1社) 及びFM (50社)	

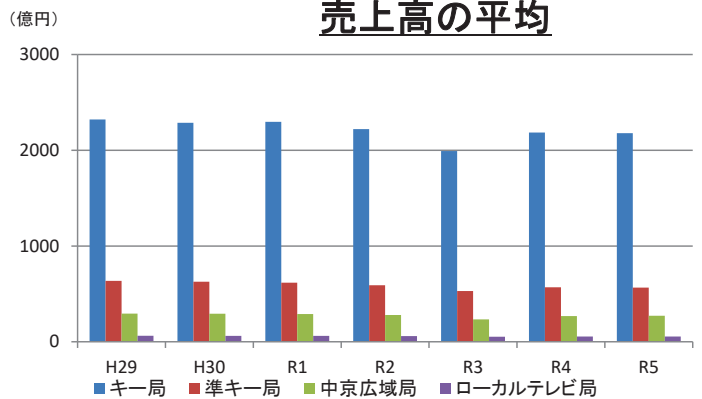
- (注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
(NHKのみ億円未満切り捨て)
- (注2) 億円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (注3) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注4) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
- (注5) 放送大学学園を除く。
- (注6) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注7) 「衛星系民間放送事業者」には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が2社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と事業者の総数(41社)は一致しない。
- (注8) 地上系民間基幹放送事業者については、各社作成の損益計算書上の「売上高」の額を合計したものの。

4-5 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

売上高の合計



売上高の平均



(単位: 億円) () 内は1社平均

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
キー局 (5局)	売上高	11,433(2,287)	11,486(2,297)	11,110(2,222)	9,963(1,993)	10,929(2,186)	10,897(2,179)	10,831(2,166)
	営業損益	705(141)	733(147)	590(118)	525(105)	926(185)	691(138)	483(97)
準キー局 (4局)	売上高	2,508(627)	2,466(617)	2,363(591)	2,118(530)	2,275(569)	2,261(565)	2,329(582)
	営業損益	146(36)	136(34)	44(11)	53(13)	153(38)	81(20)	67(17)
中京広域局 (4局)	売上高	1,172(293)	1,160(290)	1,120(280)	934(234)	1,071(268)	1,087(272)	1,068(267)
	営業損益	96(24)	88(22)	67(17)	35(9)	113(28)	67(17)	46(12)
ローカルテレビ局 (114局)	売上高	7,107(62)	7,012(62)	6,806(60)	5,933(52)	6,304(55)	6,215(55)	6,173(54)
	営業損益	490(4)	423(4)	306(3)	166(1)	381(3)	211(2)	185(2)

4-6 ケーブルテレビ事業者の収支状況(令和5年度)

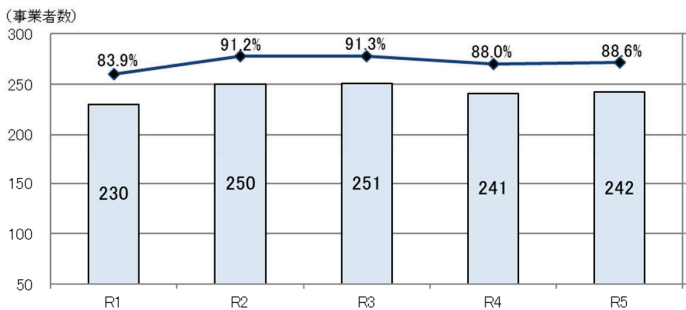
● 令和5年度の有線テレビジョン放送事業者の収支状況について、**ケーブルテレビ事業は減収・減益傾向**となっている。

区分 事業の別		事業者数	(金額単位：百万円、前年度比増減率単位：%)				
			営業収益 〔前年度比増減率〕	営業費用 〔前年度比増減率〕	営業損益 〔前年度比増減率〕	経常損益 〔前年度比増減率〕	当期損益 〔前年度比増減率〕
全事業の総額		273 (274)	1,678,709	1,486,776	191,933	192,440	132,187
			(-0.4%)	(-0.5%)	(+0.3%)	(-3.6%)	(-3.4%)
うちケーブルテレビ事業			479,546	441,391	38,155		
			(-1.7%)	(-1.2%)	(-7.8%)		

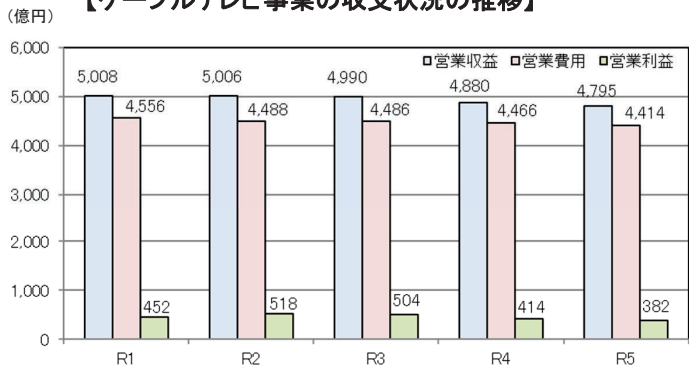
- ※ 対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者273社。
※ この資料は、令和5年度末までに開局した有線テレビジョン放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。
※ 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。また、事業者数の（ ）内は前年度の社数である。

(金額単位：百万円
前年度比増減率：%)

【単年度黒字事業者数及び割合の推移】



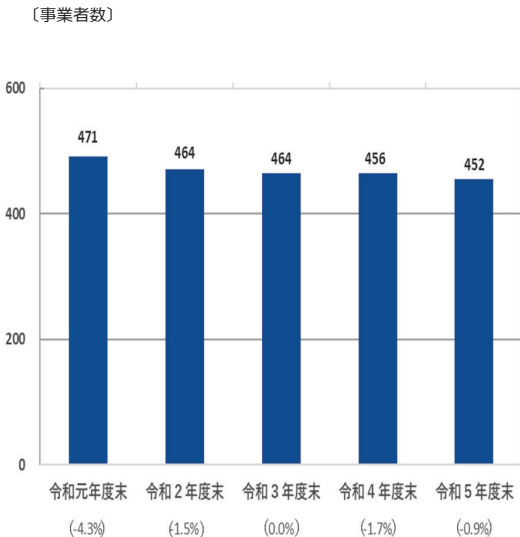
【ケーブルテレビ事業の収支状況の推移】



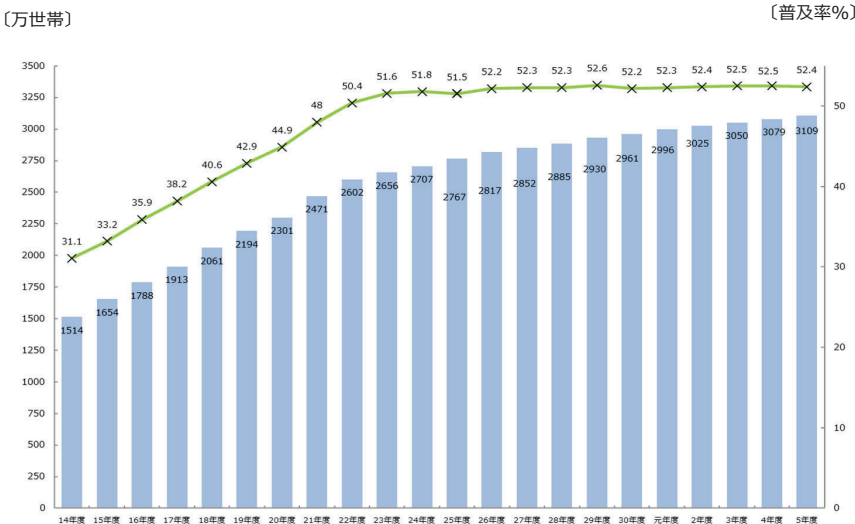
4-7 ケーブルテレビの普及状況(令和5年度)

- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備(501端子以上)によりサービスを受ける加入世帯数は、約3,184万世帯、世帯普及率は約52.4%。
- 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数及び登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数は、それぞれ452事業者、654設備。

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う
登録一般放送事業者数の推移



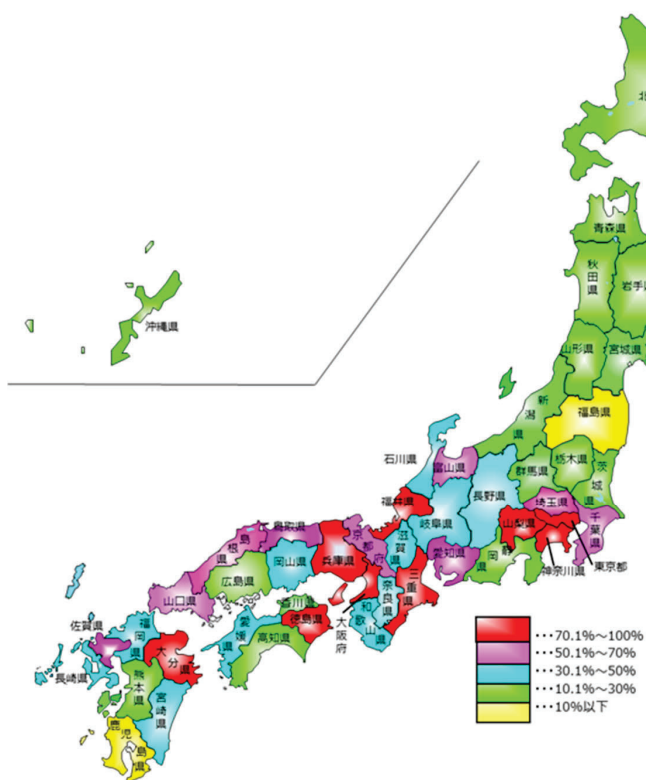
ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移



※ () 内は事業者数の対前年度末増加率。

- ※ 最新の普及率は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の許可施設（旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。）、平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。

4-8 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



※令和5年度末現在。

※最新の普及率は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。

※下記の統計値については、I Pマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

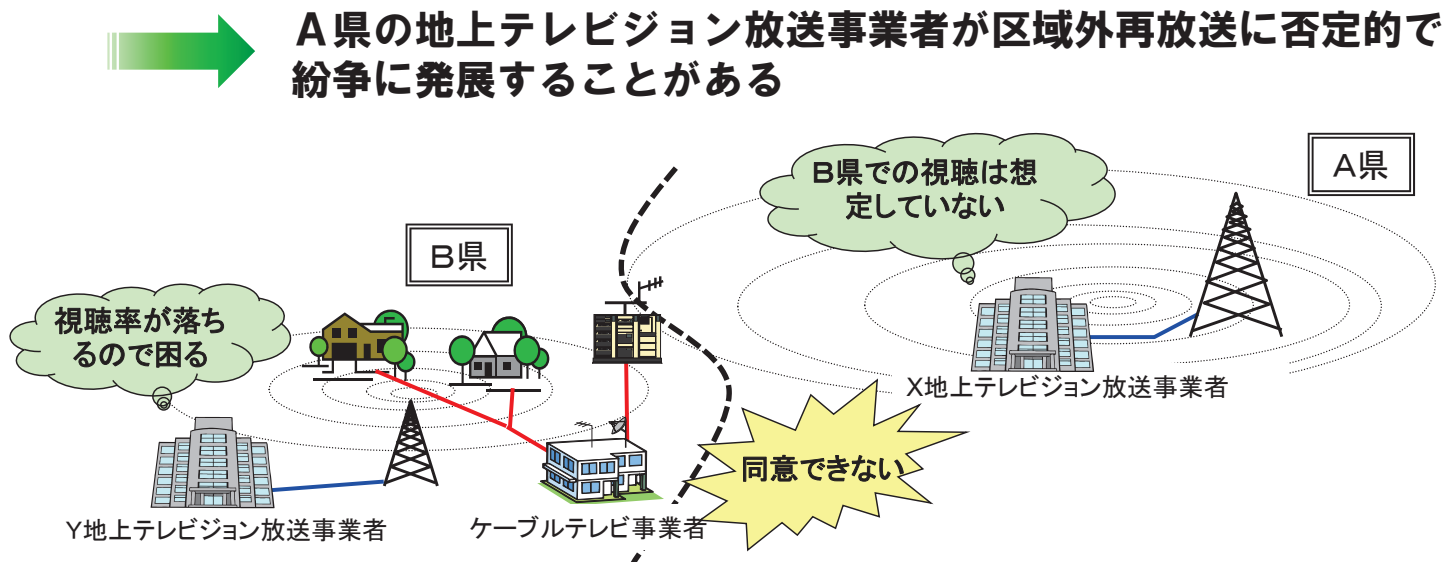
都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.5%	埼玉県	55.9%	岐阜県	42.1%	鳥取県	62.6%	佐賀県	53.8%
青森県	16.6%	千葉県	56.9%	静岡県	28.7%	島根県	55.7%	長崎県	35.1%
岩手県	17.5%	東京都	75.5%	愛知県	54.5%	岡山県	33.3%	熊本県	29.9%
宮城県	26.6%	神奈川県	73.2%	三重県	77.6%	広島県	29.8%	大分県	70.5%
秋田県	17.3%	新潟県	23.8%	滋賀県	38.7%	山口県	64.4%	宮崎県	40.1%
山形県	16.9%	富山県	68.8%	京都府	50.3%	徳島県	92.9%	鹿児島県	8.9%
福島県	3.9%	石川県	42.4%	大阪府	86.9%	香川県	27.9%	沖縄県	18.6%
茨城県	22.0%	福井県	74.4%	兵庫県	74.9%	愛媛県	36.6%	全国	52.4%
栃木県	24.3%	山梨県	79.9%	奈良県	49.5%	高知県	25.6%		
群馬県	13.7%	長野県	46.1%	和歌山県	39.4%	福岡県	46.1%		

4-9 区域外再放送の問題

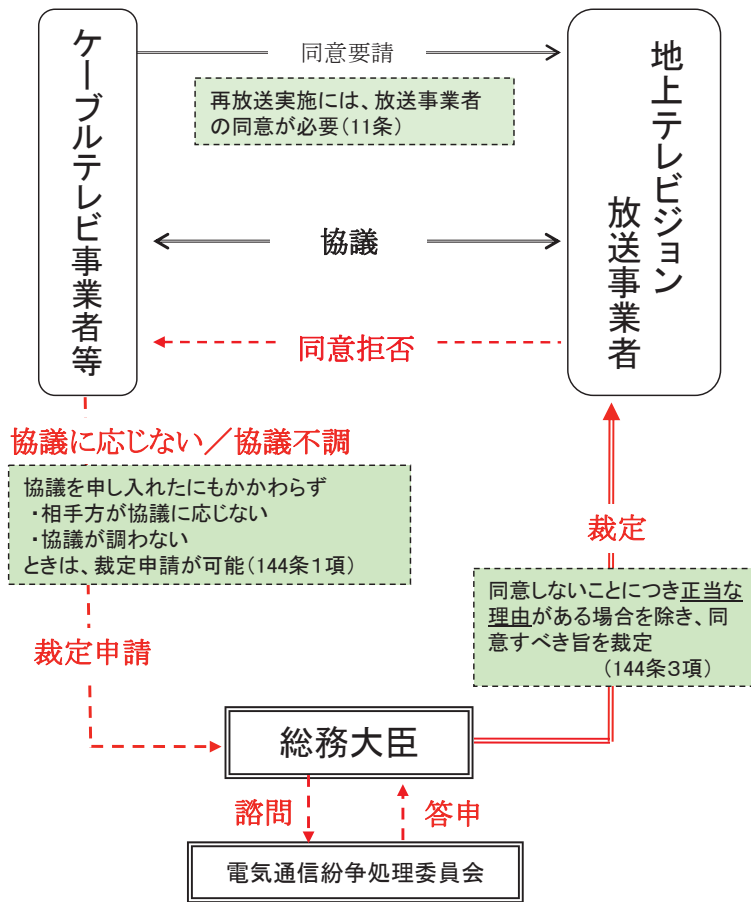
「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。



4-10 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合
 - 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

※ 括弧内は放送法(昭和25年法律第132号)の関連条項

4-11 衛星放送事業者の収支状況(令和5年度)

	事業者数	営業収益	営業費用	営業損益
衛星基幹放送	41者	2,858億円(−0.5%)	2,682億円(−0.1%)	176億円(−7.1%)
BS放送	21者	2,081億円(+0.6%)	1,933億円(+1.2%)	149億円(−6.4%)
東経110度CS放送	20者	777億円(−3.5%)	750億円(−3.2%)	27億円(−11.0%)
衛星一般放送	3者	457億円(−7.9%)	433億円(−6.8%)	24億円(−24.9%)
合 計	41者	3,315億円(−1.6%)	3,115億円(−1.1%)	200億円(−9.7%)

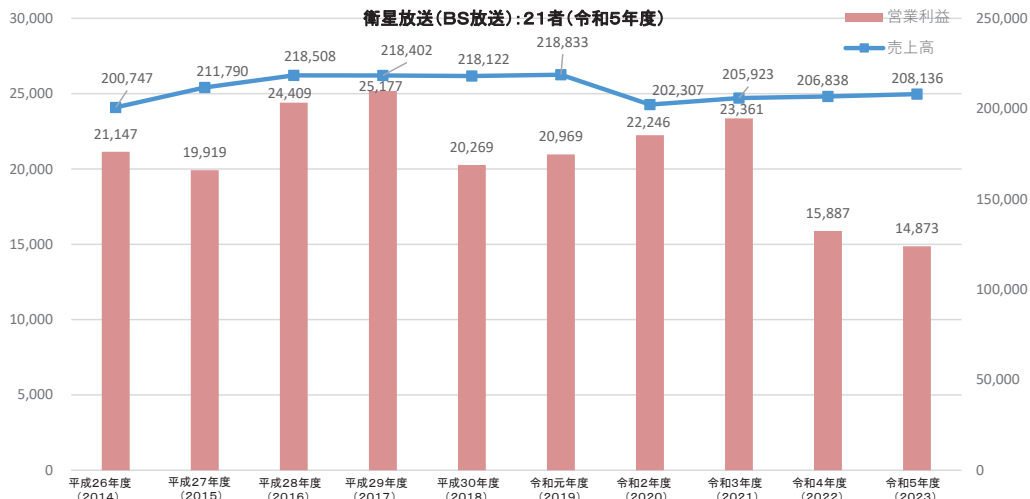
注1: この収支状況は、令和6年3月末時点で開局している衛星系放送事業者の事業収支結果の報告を踏まえ、直近の決算期の収支状況を取りまとめたものである(決算期が3月末までの事業者以外の事業者についても、直近の決算期における収支状況を取りまとめている。)

注2: 平成23年6月に改正・施行された放送法に基づき、BS放送及び東経110度CS放送を衛星基幹放送、それ以外の衛星放送を衛星一般放送として位置づけている。

注3: 事業者数は、令和6年3月末日現在のものである。

注4: BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が2社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在しているが、統計上は分計されているため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と全体の合計事業者数は一致していない。

注5: 金額は四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。



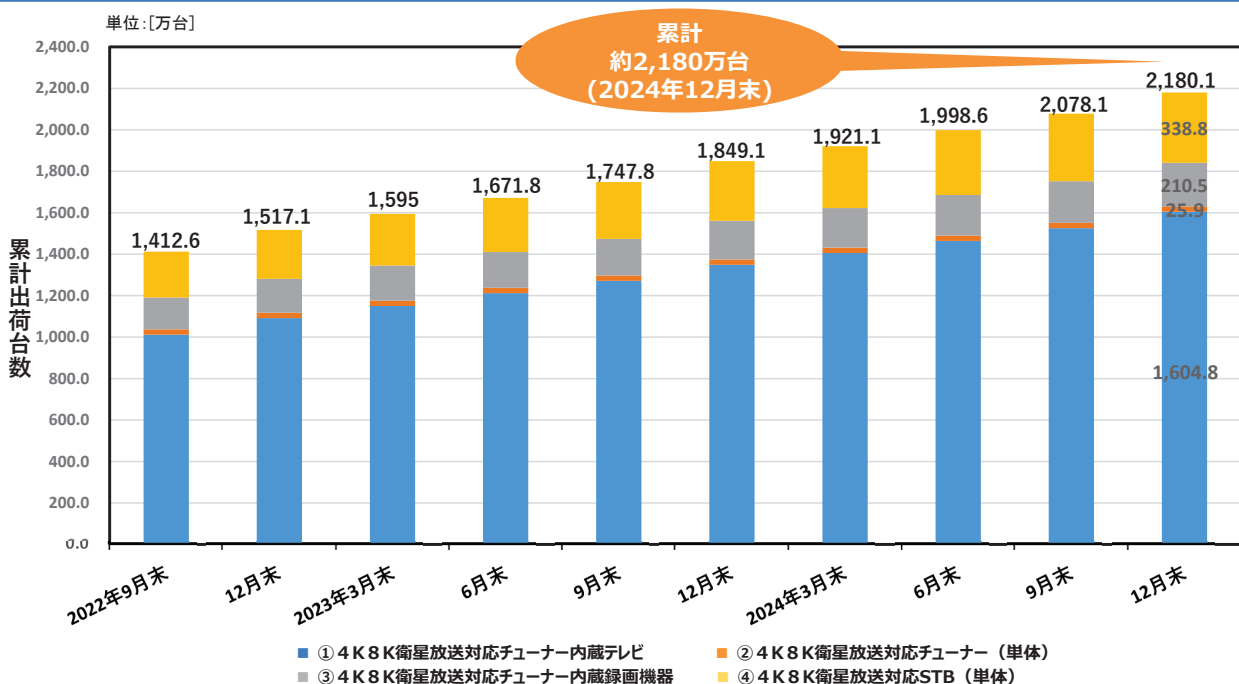
4-12 4K・8Kの概要

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	 約200万画素 $(1,920 \times 1,080)$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K	32インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送 (地上・衛星放送等)
4K	 2Kの4倍 約830万画素 $(3,840 \times 2,160)$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K	65インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送(衛星放送等)
8K	 2Kの16倍 約3,300万画素 $(7,680 \times 4,320)$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K	85インチ 	映画・実用放送(衛星 放送)

4-13 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況

- 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷台数は累計約2,180万台(2024年12月末)。
- 4K8K衛星放送の普及に向け、受信環境整備の推進、コンテンツの充実、国民・視聴者への継続的な周知・広報が必要。



※ (一社)放送サービス高度化推進協会プレスリリース「4K8K衛星放送」視聴可能機器台数より作成。
 ※ 千台未満を四捨五入して表記しているため、累計が各視聴可能機器台数の合計と一致しないことがある。
 ※ ①、②、③: (一社)電子情報技術産業協会発表出荷台数。(②については、2022年4月から出荷統計数値公表の対象外となっている。
 ③については、2023年5月末の数値は非公表のため累計には含まれていない。)
 ※ ④: (一社)日本ケーブルテレビ連盟ヒアリングによる設置台数。

4-14 4K8K衛星放送を行う事業者

BS放送

No	事業者名	チャンネル名	周波数	放送開始日	番組の種別
1	(株)BS朝日	BS朝日4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
2	(株)BSテレビ東京	BSテレ東4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
3	(株)BS日本	BS日テレ 4K	7ch	令和元年9月1日	総合編成
4	日本放送協会	NHK BSプレミアム4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
5	(株)BS-TBS	BS-TBS 4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
6	(株)ビーエスフジ	BSフジ4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
7	日本放送協会	NHK BS8K	14ch	平成30年12月1日	総合編成
8	SCサテライト放送(株)	ショップチャンネル4K	11ch	令和7年4月1日	ショッピング番組
9	(株)QVCサテライト	4K QVC	11ch	令和7年4月1日	ショッピング番組
10	OCO(株)	OCO TV	11ch	準備中	総合編成